

六戸町 第2期地域福祉計画

令和7年度～令和11年度

令和7年3月
青森県六戸町

は じ め に

近年、少子高齢化や人口減少が進行する中、新型コロナウイルス感染症の影響もあり社会情勢の変化や生活様式の変化により、地域コミュニティの希薄化、子育てに対する不安、ひきこもりなどによる社会からの孤立、生活困窮など地域生活課題が複合化・複雑化しており、町の行政サービスだけでは問題を解決することが難しくなっています。



このような暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、地域課題を自分たちのこととして捉え解決しながら、自分らしく生きていけるように地域住民等が支え合い、一人ひとりが生きがいを見つけ、地域を共につくっていくことのできる「地域共生社会」の実現のため「六戸町第1期地域福祉計画」を策定しております。

この度、令和6年度で期間の満了を迎えることから、計画全般の内容等について見直しを行い、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とした「六戸町第2期地域福祉計画」を策定いたしました。

現在の当町の状況を踏まえ、地域課題に対する各種支援をこれまで以上に町民の皆さま、関係団体などと連携を図り、当町の地域福祉をより推進するために取り組んでまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見等をいただいた本計画策定委員会委員の皆さまをはじめ、関係団体の皆さま、また、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆さまに心からお礼を申し上げます。

令和7年3月

六戸町長 佐藤 陽大

も く じ

第1章 計画策定にあたって.....	3
1 計画策定の趣旨と背景.....	3
2 地域福祉計画とは.....	4
(1) 地域福祉計画の役割.....	4
(2) 地域福祉に関する法律や制度の動向.....	5
3 計画の位置付け.....	7
4 計画期間.....	8
5 計画の策定体制.....	8
6 SDGsを踏まえた計画の策定.....	9
第2章 地域福祉を取り巻く現状等.....	13
1 人口等の状況.....	13
(1) 人口の推移.....	13
(2) 世帯の状況.....	14
2 高齢者の状況.....	15
(1) 要支援・要介護認定者数の推移.....	15
(2) 認定率の状況.....	16
3 障がい者の状況.....	17
(1) 障害者手帳所持者数の推移.....	17
(2) 自立支援医療受給者数の推移.....	18
(3) 障がい福祉サービス利用件数の推移.....	19
4 子ども・子育て支援の状況.....	20
(1) 子ども人口の推移.....	20
(2) 出生数の推移.....	21
(3) ひとり親家庭の受給者数の推移.....	22
(4) 教育・保育施設の状況.....	23
5 生活困窮者の状況.....	24
(1) 生活保護受給世帯数の推移.....	24
(2) 要保護・準保護児童生徒数の推移.....	24
(3) 生活困窮者支援の状況.....	25
6 地域活動関係者・団体等に関する状況.....	26
(1) 民生委員・児童委員.....	26
(2) 町内会.....	26
(3) シニアクラブ.....	26
(4) 人権擁護委員.....	26
(5) 防災関係団体.....	27
(6) その他団体.....	27

7 アンケート結果からみた検討事項	28
第3章 計画の基本的な考え方	33
1 基本理念	33
2 基本目標	34
3 施策の体系図	35
第4章 地域福祉の施策展開	39
基本目標1 地域で支え合う仕組みづくり	39
(1) 地域福祉意識の高揚	39
(2) 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化	41
(3) 支え合い・見守り体制の充実	42
(4) 福祉活動への支援と連携強化	44
(5) 社会福祉協議会への支援と連携強化	45
基本目標2 安心して暮らせる仕組みづくり	46
(1) 相談体制の充実	46
(2) 情報提供体制の充実	48
(3) 福祉サービス提供体制の充実	50
(4) 災害への備え	53
(5) 権利擁護の推進	55
(6) 支援が必要な人への対応	58
(7) 安全な移動手段・生活の確保	61
基本目標3 いきいきと暮らせる仕組みづくり	63
(1) 居場所づくり・交流の場づくり	63
(2) 社会参加・生きがいづくり	65
(3) 健康づくり・介護予防	66
第5章 計画の推進	71
1 町民や地域との協働による計画の推進	71
2 社会福祉協議会との連携	71
3 計画の周知・普及	71
4 計画の進行管理、点検・見直し	72
資 料 編	75
1 アンケートの主な結果	75
(1) 実施概要	75
(2) 主な結果	76
2 六戸町地域福祉計画策定委員会設置要綱	87
3 用語の解説	88

第1章



計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

人々の暮らしは“お互いさま”といった地域の相互扶助により支えられていましたが、工業化・都市化の進行に伴い、世代間の価値観の差の拡大、地域の人と人のつながりの希薄化、地域への帰属意識の低下など、地域社会の脆弱化が進んできました。

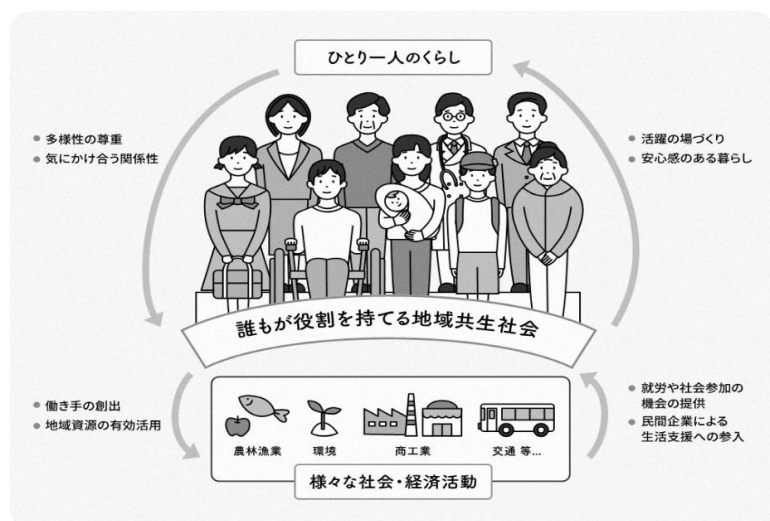
昨今では少子高齢化、人口減少が止まらないままに、時代の流れはグローバル化やデジタル化などの新たな変化に加えて、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を経て、人々の生活スタイルや働き方など個人の人生はより多様化・複雑化しています。人々は個々の価値観を幅広く多様化させ、次第に個人の自由を求めるに至り、高齢化した核家族、世帯の更なる少人数化、家族内での孤立化などが進み、家族内のつながりまでも弱まってきています。また、単身高齢者やひとり親家庭などの増加も相まって地域では世代を問わず孤立しやすい世帯が増えています。

こうした中、人々が抱える問題は複合的な課題を抱える生活困窮や、虐待、自殺、老老介護、ダブルケア、8050問題、ヤングケアラー、住居問題など、様々な分野の課題が絡み合って複雑化し、世帯単位で複数分野の課題を抱えるといった状況がみられ、福祉サービスのあり方も家族・地域社会の変化を踏まえ、今の時代に適した形で多様化・複雑化したニーズに対応する必要が生じてきました。

国は、こうした社会問題に対応していくために、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」によって社会福祉法の一部を改正しました。

2017（平成29）年6月に公布された改正社会福祉法では、地域共生社会の実現に向けて包括的支援の理念が明確化されました。

地域共生社会（右図）とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、町民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、町民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



資料：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

六戸町（以後「当町」という。）では、これまで総合振興計画を中心に様々な施策を推進してきました。しかし、国により障害者総合支援法や子ども・子育て支援新制度、生活困窮者自立支援法の施行、介護保険法の改正など、各制度の充実・改正が数多く図られているものの、急速に進展する高齢化などにより、地域福祉の担い手不足や町民の孤立、地縁の希薄化など新たな問題が表面化しています。

こうした社会の背景を踏まえ、当町の地域課題に対応し、住み慣れた地域で、いつまでもいきいきと暮らすことができるまちを築くために、地域福祉施策を推進する指針として「六戸町第2期地域福祉計画」（以後「本計画」という。）を策定しました。本計画に基づき、地域の課題を地域で把握し、町民などの自主的な活動によって互いに助け合いながら適切な関係機関や公的な福祉サービスにつなぐことで、福祉団体や民間事業者、行政と協働して地域福祉を進め、地域共生社会の実現に向けた地域づくりに取り組みます。

2 地域福祉計画とは

（１）地域福祉計画の役割

地域福祉とは、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係や仕組みをつくっていくことで、生活課題を解決し、地域全体をより良いものにしていくとするものです。

福祉とは「誰もが幸せに暮らす社会になるよう協力し合うこと」ですが、これからのまちづくりには、子どもや高齢者、障がい者等、すべての住民が住み慣れた地域の中で心豊かに安心して暮らせるような仕組みを町民、地域、行政が手を携えてつくり、それを持続させることが求められます。そのためには、さまざまな生活課題について住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の助け合い（互助）、制度化された相互扶助（共助）、公的な制度（公助）が不可欠で、互いに連携して解決していく必要があります。

こうした地域の福祉力を強化・活性化するためには、町民一人ひとりが「困っている人がいたら手助けしよう」「地域で支え合おう」という意識を持ち、行動することが大切です。さらに、町民だけでなく、様々な活動をしている地域組織、事業所、行政等が、それぞれの役割を持って主体的に参加し、協働しながら、すべての人が人に役立つ喜びを大切にする社会を構築していく「地域福祉」を推進することが必要です。

そして、すべての住民が主役となり、いきいきと、自分らしく、安心して暮らせる福祉の地域づくりを進めていくための指針となるべきものが地域福祉計画となります。

（２）地域福祉に関する法律や制度の動向

① 社会福祉法の一部改正

地域福祉の推進の主体は「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者」の三者とするとともに、地域福祉の推進の目的は、「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように」と定められており、同法第107条では、市町村による「地域福祉計画」の策定が規定され、2018（平成30）年度から努力義務化されました。

② 地域共生社会の提示

厚生労働省は新たな時代に応じた福祉の提供ビジョンとして、公的サービスにおける従来の制度・分野ごとの縦割りから、町民や多様な主体が地域の課題を我が事として捉え、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、ともに人々の暮らしや地域などを創っていく地域共生社会の実現を提示しました。

③ 生活困窮者自立支援制度への対応

2015（平成27）年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」により、生活困窮者対策と地域福祉施策との連携が求められています。生活困窮者は、様々な課題を抱えていることも多く、その課題解決のために、地域のあらゆる関係機関がネットワークを構築し、それぞれの強みを生かしながら役割分担を図りつつ、包括的な支援をすることが重要とされています。また、生活困窮者の早期発見や、その生活環境の変化を把握するための見守りなどの間接的な支援、町民相互の支えあいによる共助の取り組みが重要性を増しています。さらに、「支援する側と支援される側」という関係を固定的なものとせず、生活困窮者自らも地域社会の一員として積極的な役割を見出すという視点も重要と考えられています。

④ 成年後見制度利用促進法の成立

2016（平成28）年5月「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」「不正防止の徹底と利用しやすさとの調和」がポイントとなっています。

⑤ 再犯防止の推進

2016（平成28）年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）が新たに施行されました。再犯者を含めた刑法犯検挙者数は減少傾向にあるものの、再犯者率（検挙人員に占める再犯者数の割合）が増加している状況を踏まえ、再犯防止の推進によって国民が安全で安心して暮らせる社会を実現することを目指しています。

⑥ 自殺総合対策大綱の見直し

2017（平成29）年7月25日、新たな自殺総合対策大綱が閣議決定されました。新たな大綱では、基本理念として、自殺対策は社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で推進していくことが新たに掲げられました。

重点施策として、新たに「地域レベルの実践的な取り組みへの支援を強化する」、「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」等が盛り込まれました。

⑦ 防災基本計画の修正

防災基本計画は、災害対策基本法の規定に基づき、中央防災会議が作成する政府の防災対策に関する基本的な計画で、災害の未然防止、被害の軽減及び災害復旧のための諸施策等の基本的な事項を定めるものです。

2018（平成30）年6月に「逃げ遅れゼロ」の実現」等が追加され、要配慮者利用施設管理者等による避難確保計画作成及び避難訓練実施が義務化されたほか、その後発生した災害への対応の教訓を踏まえ、2019（令和元）年5月には「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、避難のタイミングを明確化し、町民の避難行動等を支援する防災情報の提供などが盛り込まれました。

⑧ こどもまんなか社会の実現

2021（令和3）年12月、国は少子化、人口減少に歯止めがかからない状況を鑑み、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を閣議決定しました。

2023（令和5）年4月、大人が中心になって作ってきた社会を「こどもまんなか」社会へと作り変えていく司令塔となる「こども家庭庁」の新設と同時に、各種法律に基づいて進められてきたこども政策を総合的に推進する「こども基本法」が施行されました。同年12月には、こども政策に係る大綱を一体的に推進する「こども大綱」を閣議決定しました。

⑨ 孤独・孤立対策

社会的な孤独・孤立問題に対応するため、「孤独・孤立対策推進法」が2024（令和6）年4月に施行されました。

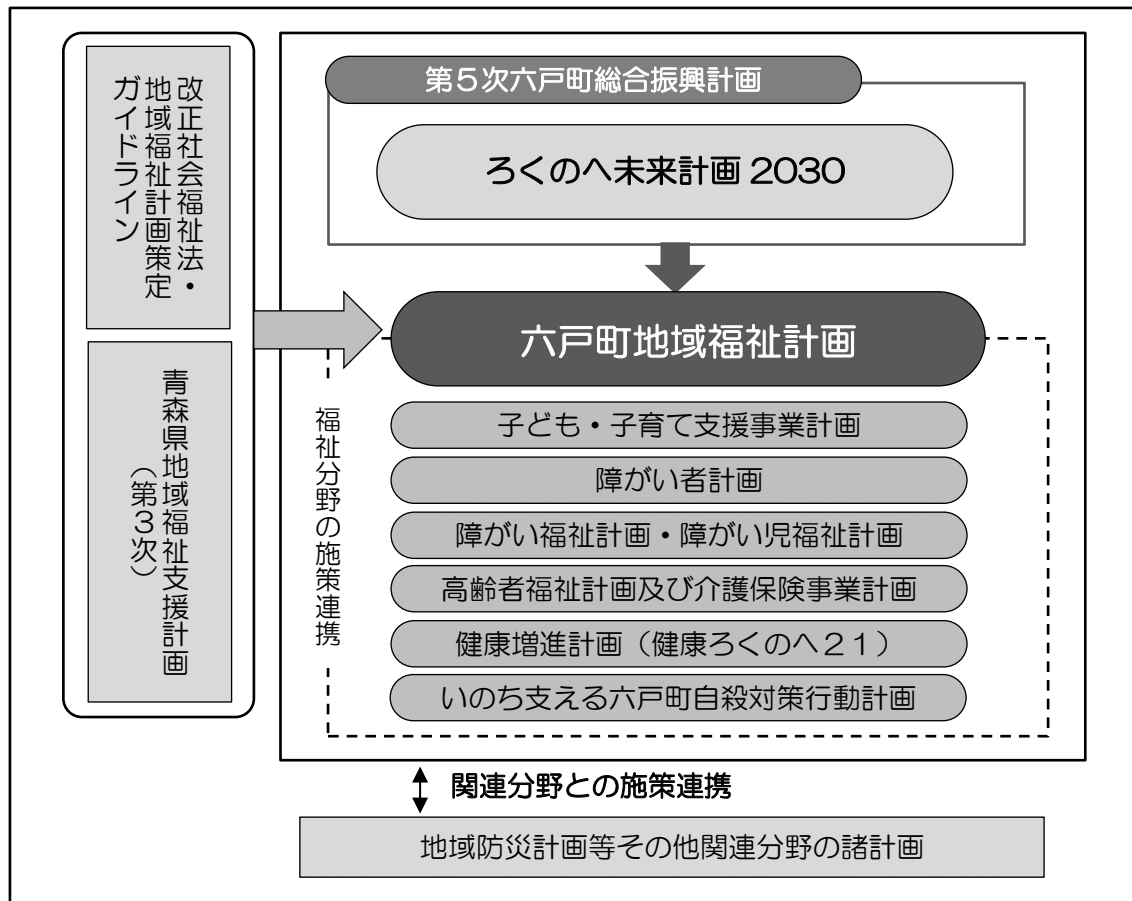
2024（令和6）年に国が策定した「孤独・孤立対策の重点計画」では、孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会にするため、切れ目のない相談支援、見守りや交流の場を増やし、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりなどを基本方針としています。

3 計画の位置付け

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づいて市町村が策定し、子育て、高齢者、障がい者、健康増進といった福祉に関する部門別計画の『共通軸となる施策』を体系化する、福祉分野の上位計画に位置付けられます。

本計画の実施にあたっては、「第5次六戸町総合振興計画（ろくのへ未来計画2030）」を最上位計画として、地域共生社会の実現に向け、福祉分野及び他の分野の個別計画と整合性・連携を図りながら地域住民の参加を基本として地域福祉を総合的に推進していきます。

■ 六戸町地域福祉計画の位置付け



4 計画期間

本計画の計画期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とします。

策定後は計画の進捗状況の評価・検証を行うとともに、大きな制度改正や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

■ 地域福祉計画と関連計画の期間

	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)
総合振興計画								
地域福祉計画								
子ども・子育て支援事業計画								
障がい者計画								
障がい福祉計画								
障がい児福祉計画								
高齢者福祉計画及び介護保険事業計画								
健康増進計画 (健康ろくのへ21)								
いのち支える六戸町 自殺対策行動計画								

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、庁内関係各課における現行計画の振り返りと「地域福祉に関する町民意識調査」（アンケート）を実施し、地域の現状と課題の洗い出しの結果をもとに計画内容を検討しました。

6 SDGsを踏まえた計画の策定

SDGs（エス ディー ジーズ）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」のことで、令和12年までに達成する17の目標と169のターゲットで構成され、「誰一人とり残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。

SDGsは発展途上国だけでなく、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、自治体においても地域創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

本計画においても、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念に沿って、地域の生活課題の解決に向けた福祉のまちづくりを持続的に推進していくこととします。本計画に主に取り組むSDGsの目標は以下のとおりです。



第2章



地域福祉を取り巻く現状等

第2章 地域福祉を取り巻く現状等

1 人口等の状況

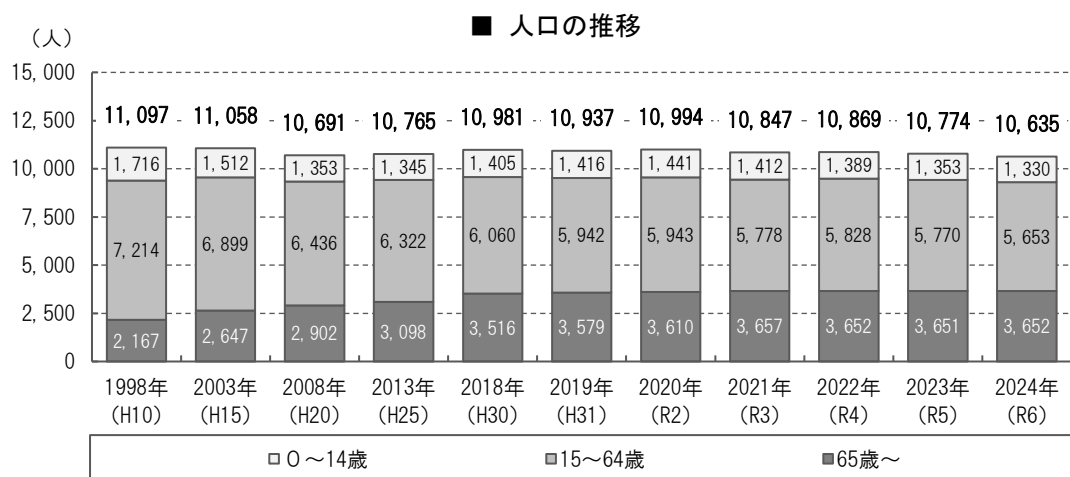
(1) 人口の推移

当町の人口は、2008（平成20）年を境にやや増加に転じましたが、2020（令和2）年以降は減少しています。

0～14歳の人口は2018（平成30）年から2021（令和3）年まで1,400人台で推移していましたが、その後は減少しています。

15～64歳の人口は減少が続いており、2024（令和6）年は前年から117人減少しました。

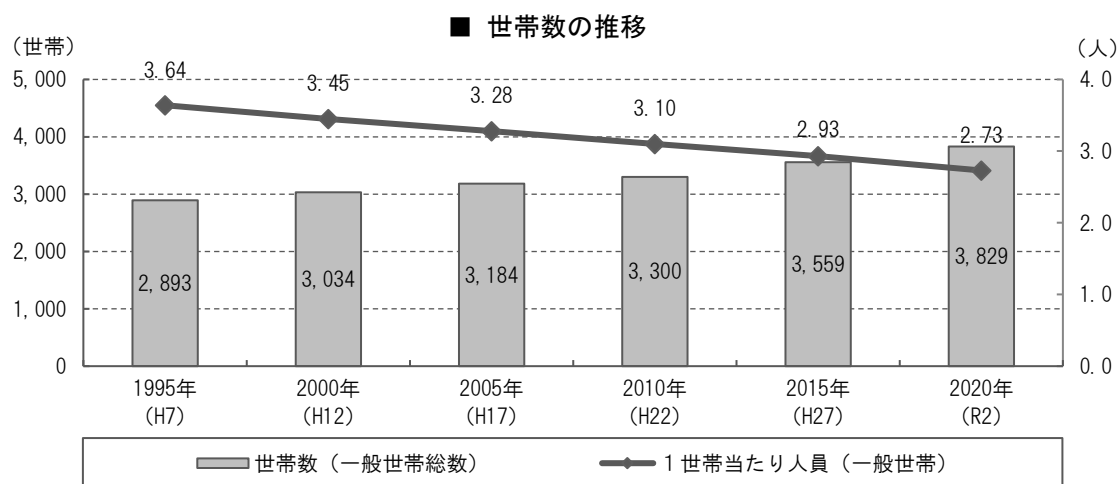
65歳以上の人口は増加傾向にありましたが、2024（令和6）年は横ばいになりました。



資料：住民基本台帳（各年3月末）

(2) 世帯の状況

世帯数の推移をみると、増加傾向にある世帯数に対し、1世帯当たり人員は減少傾向にあります。



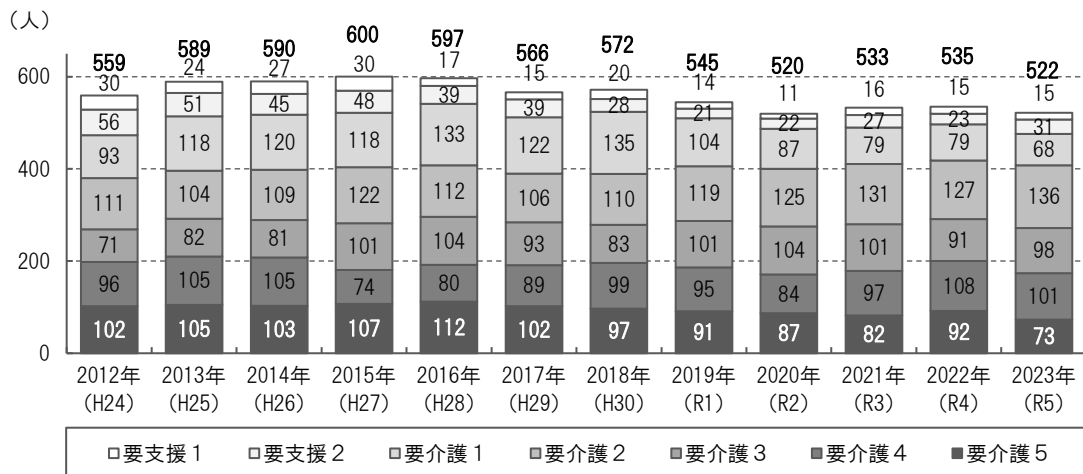
2 高齢者の状況

(1) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数をみると、2023（令和5）年は要介護2が136人と最も多く、次いで要介護4（101人）、要介護3（98人）、要介護5（73人）、要介護1（68人）、要支援2（31人）、要支援1（15人）となっています

2012（平成24）年から2023（令和5）年の伸び率をみると、総数は6.6%減（37人減）ですが、要介護3は38.0%増（27人増）、要介護2は22.5%増（25人増）となっています。

■ 要支援・要介護認定者数の推移

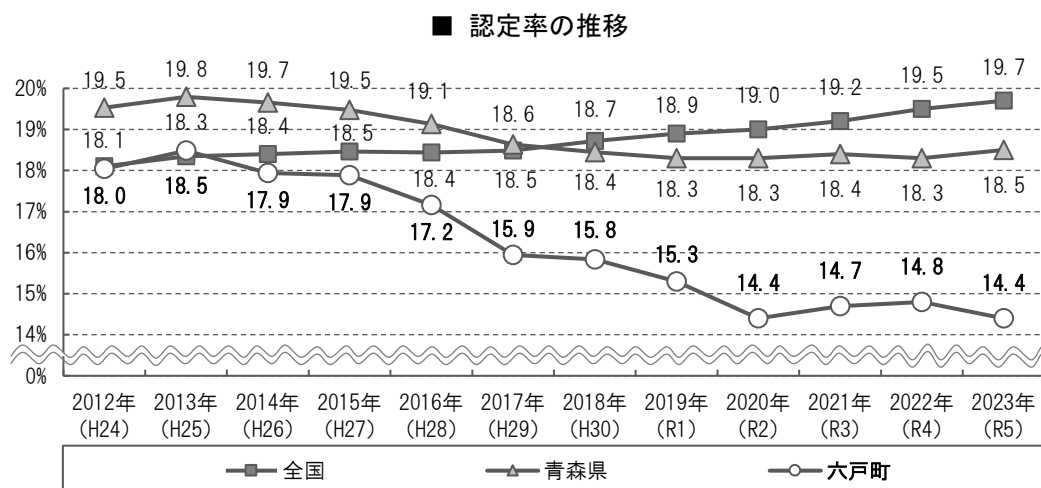


資料：介護保険事業状況報告（月報）各年11月

(2) 認定率の状況

当町の認定率は、2014（平成26）年以降、全国・県を下回り、その差は年々大きくなる傾向にあります。

2023(令和5)年で見ると、当町の14.4%に対し、全国は5.3ポイント高い19.7%、県は4.1ポイント高い18.5%となっています。



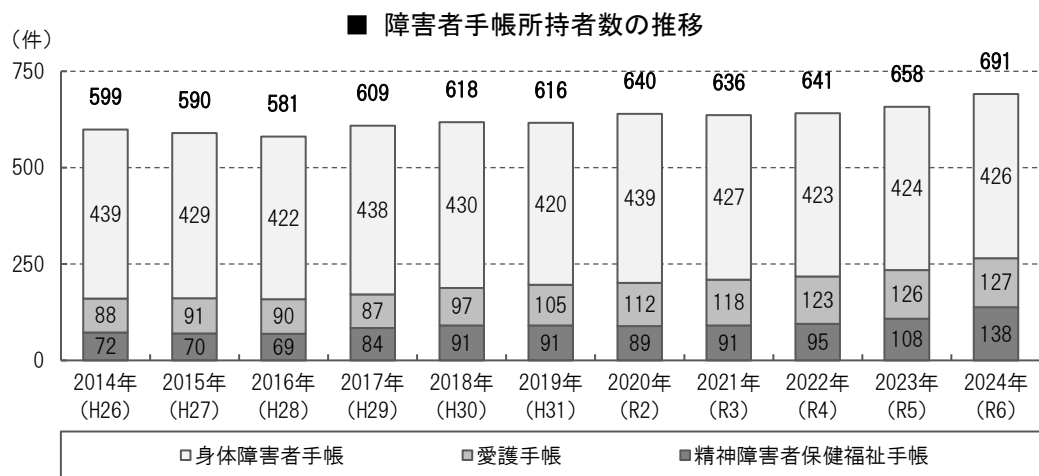
資料：介護保険事業状況報告(月報)各年11月

3 障がい者の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数の推移をみると、2016（平成28）年までは減少傾向にありましたが、2017（平成29）年から増加に転じました。その後は暫く横ばい状態でしたが、2020（令和2）年からは再び増加傾向となっています。

2014（平成26）年から2024（令和6）年の伸び率を手帳種別にみると、身体障害者手帳所持者は3.0%減（13人減）、愛護手帳所持者は44.3%増（39人増）、精神障害者保健福祉手帳所持者は91.7%増（66人増）となっています。

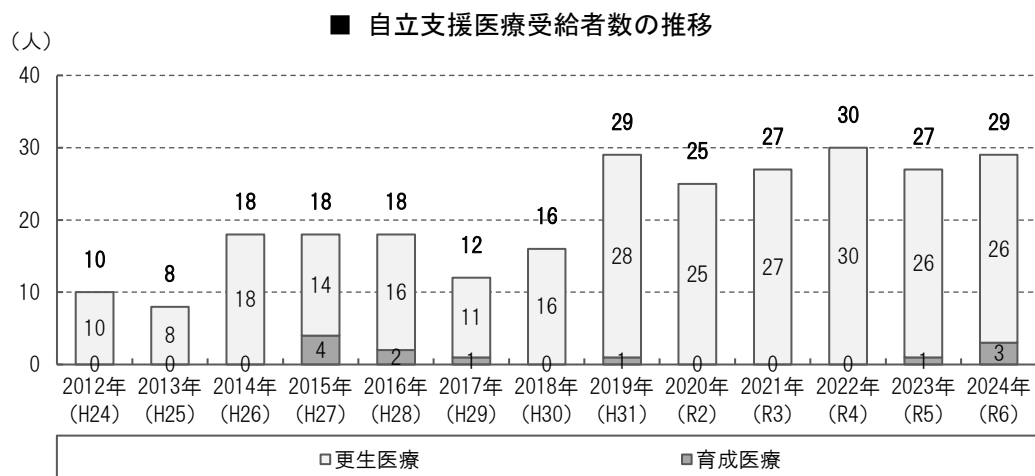


資料：福祉課（各年3月）

(2) 自立支援医療受給者数の推移

自立支援医療受給者数の推移をみると、更生医療受給者が2019（平成31）年に前年から12人増加しました。それ以降はほぼ横ばいとなっています。

育成医療受給者はほぼ横ばいとなっています。



資料：福祉行政報告例（各年3月）

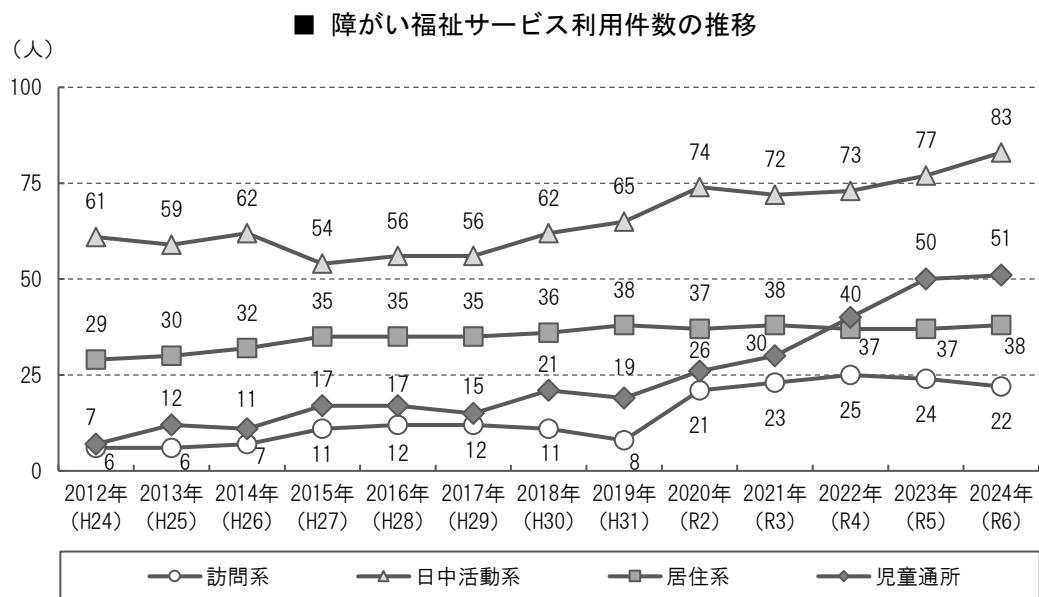
（３）障がい福祉サービス利用件数の推移

障がい福祉サービス利用件数の推移をみると、日中活動系が2015（平成27）年を境に増加傾向にあります。

訪問系は2019（平成31）年まで横ばいでしたが、2020（令和2）年に増加し、そのまま横ばいが続いています。

住居系は2015（平成27）年以降はほぼ横ばいです。

児童通所は緩やかな増加傾向にあり、ここ数年は毎年増加しています。



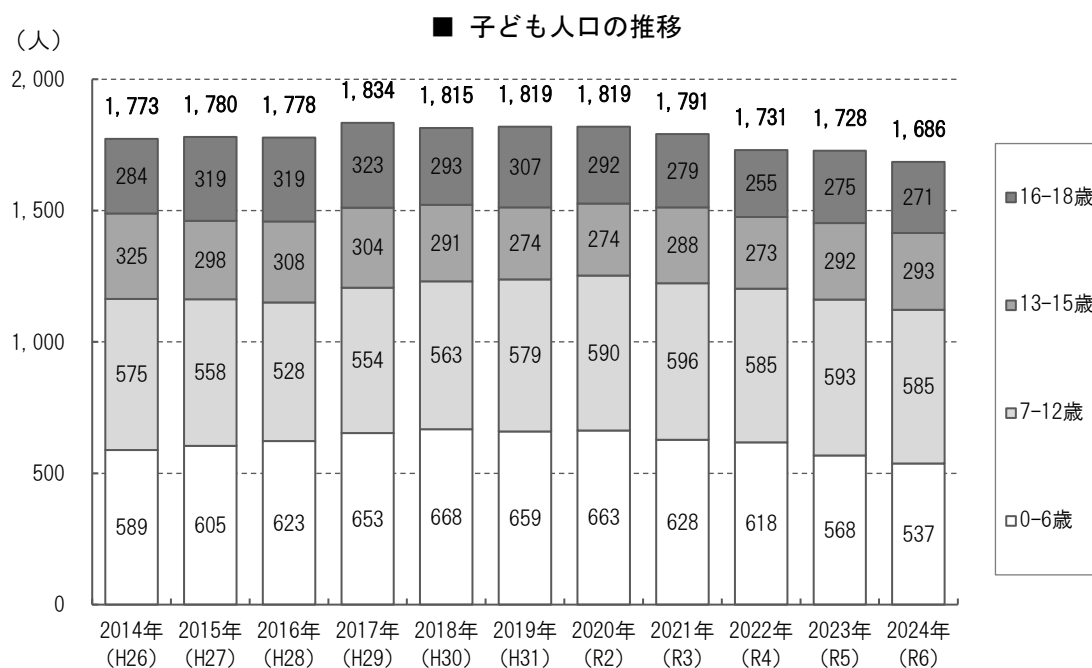
資料：福祉課（各年3月）

4 子ども・子育て支援の状況

(1) 子ども人口の推移

子ども人口の推移をみると、2019（平成31）年まで緩やかな増加傾向にありましたが、2021（令和3）年から減少に転じ、その後も減少傾向が続いています。

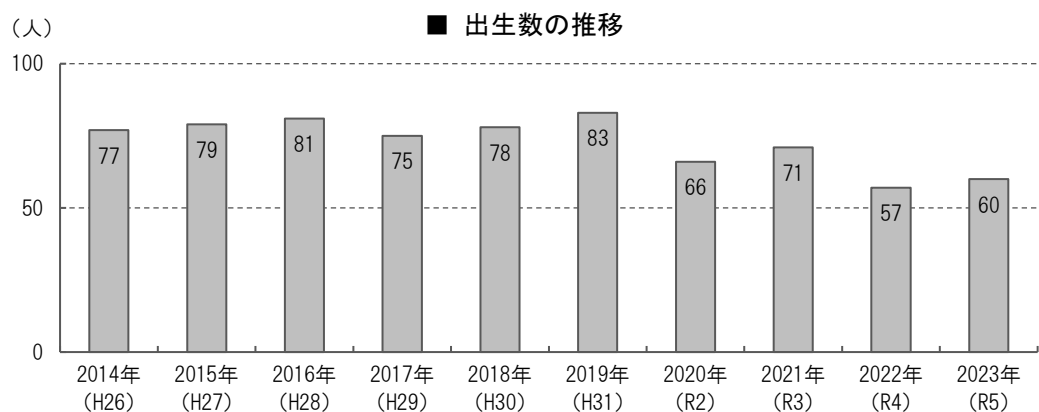
その結果、2024（令和6）年の子ども人口は1,686人となり、2020（令和2）年の1,819人から133人減少しています。



資料：住民基本台帳（各年3月末）

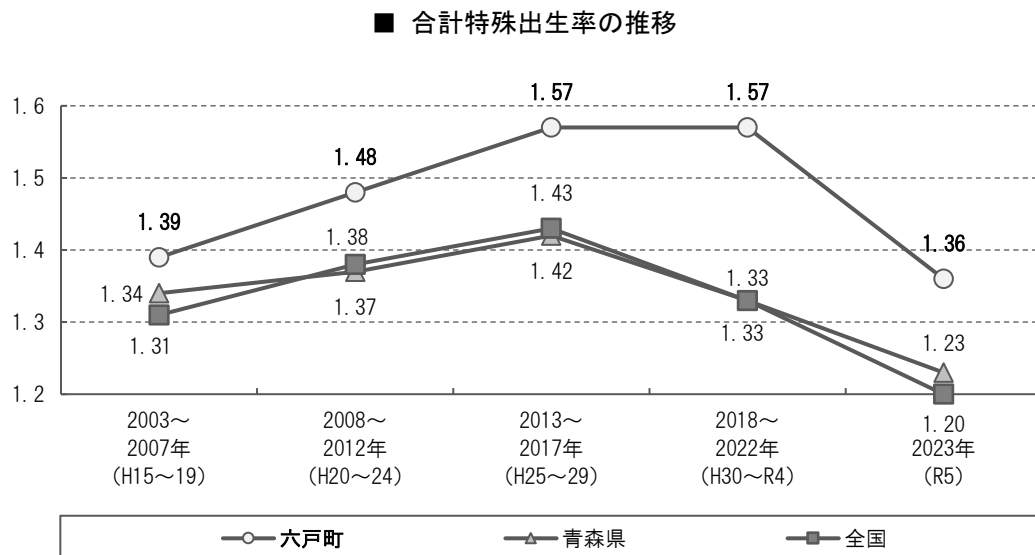
（２）出生数の推移

出生数は、2014（平成26）年から2019（平成31）年まで年間80人程度で推移していましたが、2021（令和3）年からは年間50～70人台に減少しています。



資料：青森県保健統計年報
※令和5年は福祉課

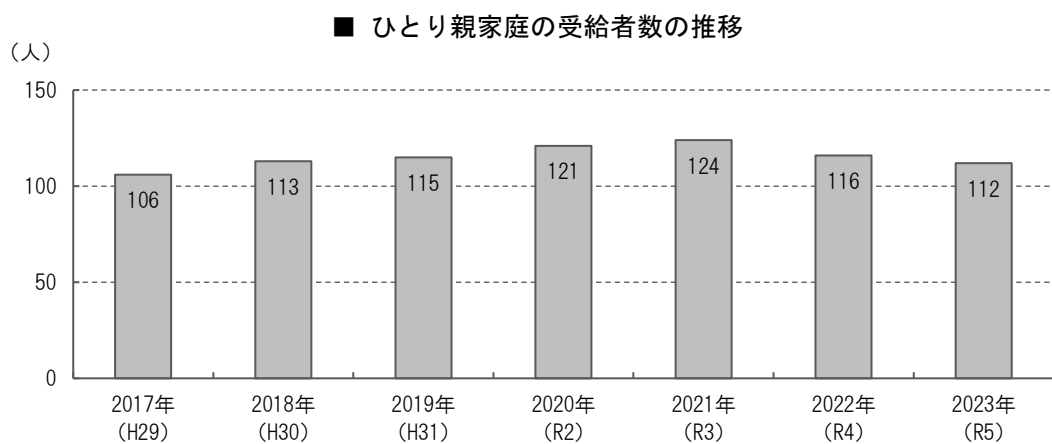
合計特殊出生率（5年平均）の推移をみると、当町は上昇傾向にありましたが令和5年度は減少しています。すべての年で全国・県を上回っています。



資料：厚労省 人口動態保健所・市区町村別統計
※令和5年は青森県人口動態統計(青森県・全国)・福祉課(六戸町)

（３）ひとり親家庭の受給者数の推移

ひとり親家庭の受給者数は、2021（令和3）年まで緩やかに増加していました。2022（令和4）年からは減少に転じています。



資料：六戸町決算報告書

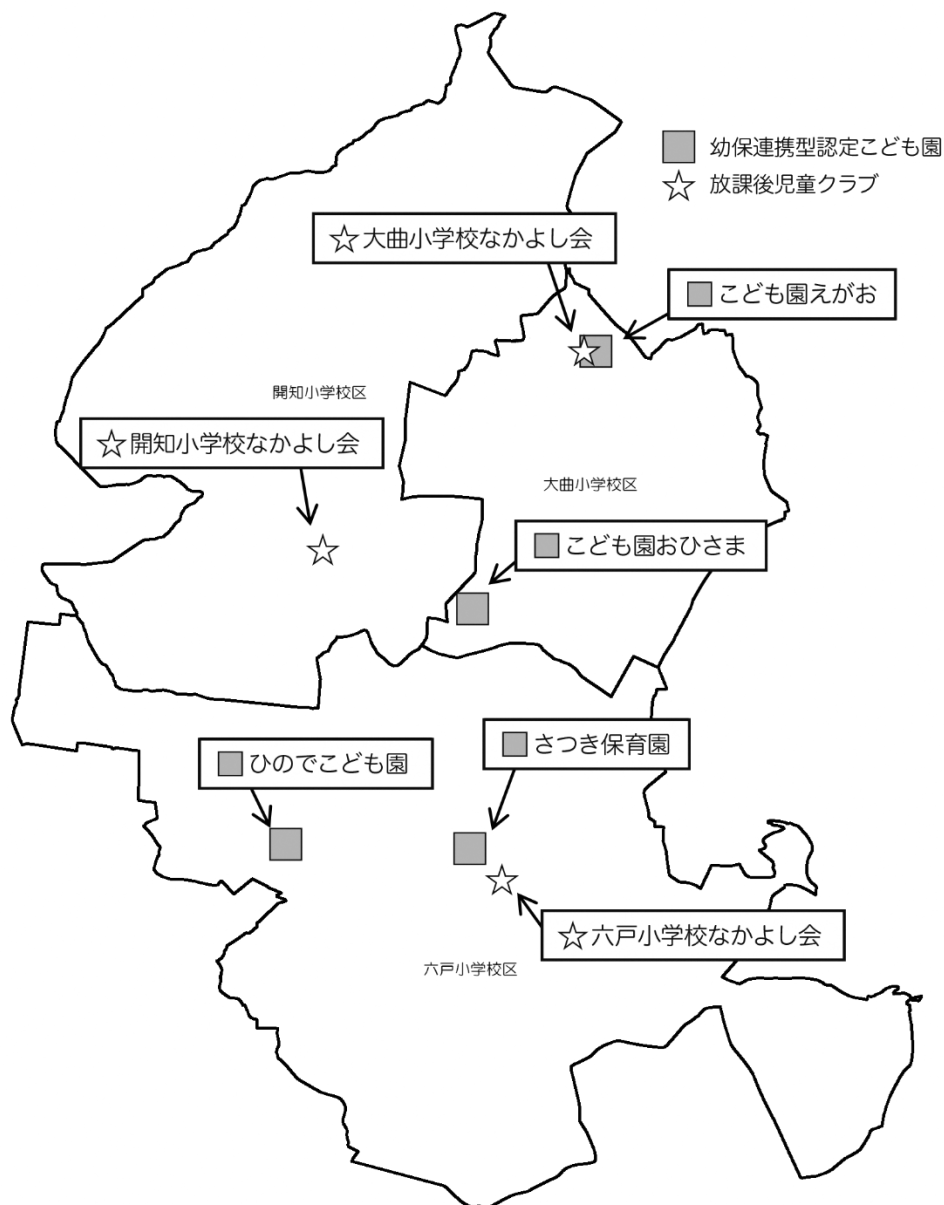
（４）教育・保育施設の状況

町内の教育・保育施設をみると、『六戸小学校区』では「さつき保育園」「ひのでこども園」「六戸小学校なかよし会」の3か所で事業を実施しています。

『開知小学校区』では「開知小学校なかよし会」の1か所で事業を実施しています。

『大曲小学校区』では「こども園えがお」「こども園おひさま」「大曲小学校なかよし会」の3か所で事業を実施しています。

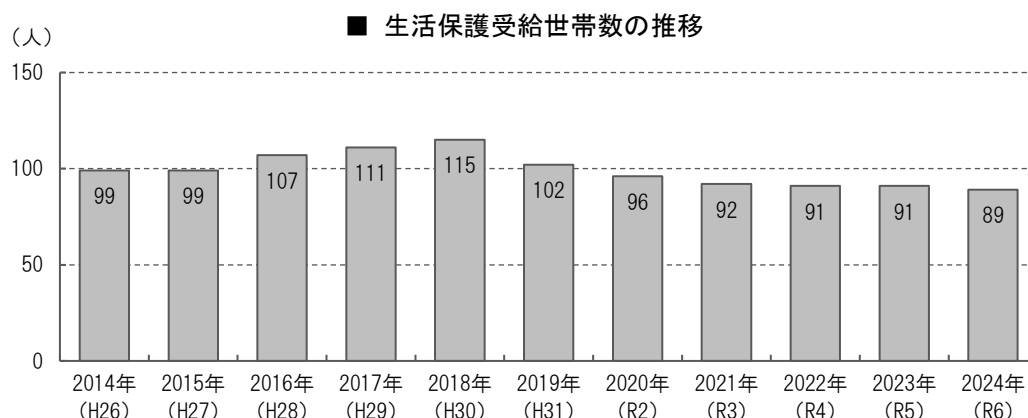
■ 教育・保育施設の位置図（2024（令和6）年4月1日現在）



5 生活困窮者の状況

(1) 生活保護受給世帯数の推移

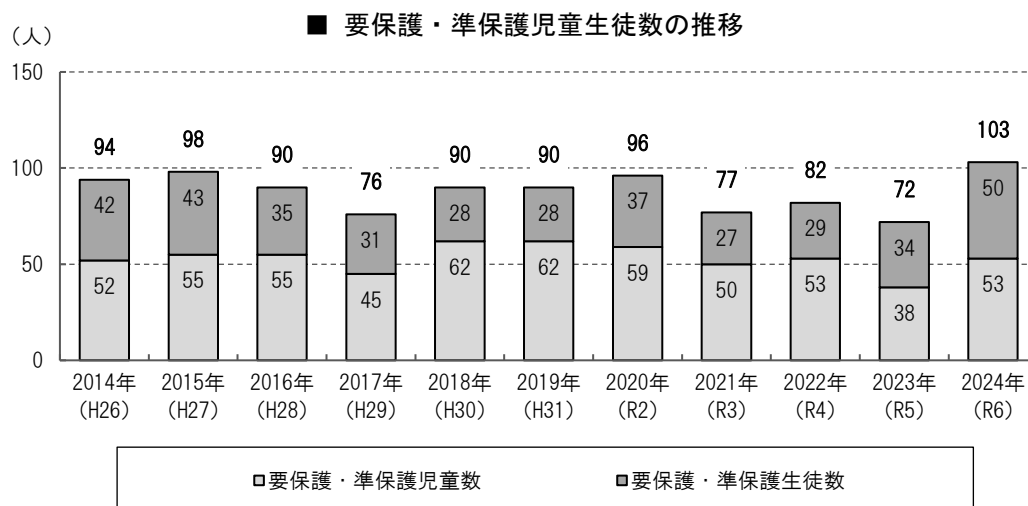
生活保護受給世帯数の推移をみると、2018（平成30）年まで増加傾向にあり、一時は100世帯を超えましたが、2019（平成31）年以降は徐々に減少しています。



資料：福祉課（各年3月31日現在）

(2) 要保護・準保護児童生徒数の推移

要保護・準保護児童生徒数の推移をみると、児童（小学生）、生徒（中学生）ともに増減を繰り返しています。全体的には児童（小学生）の方がやや多い傾向です。



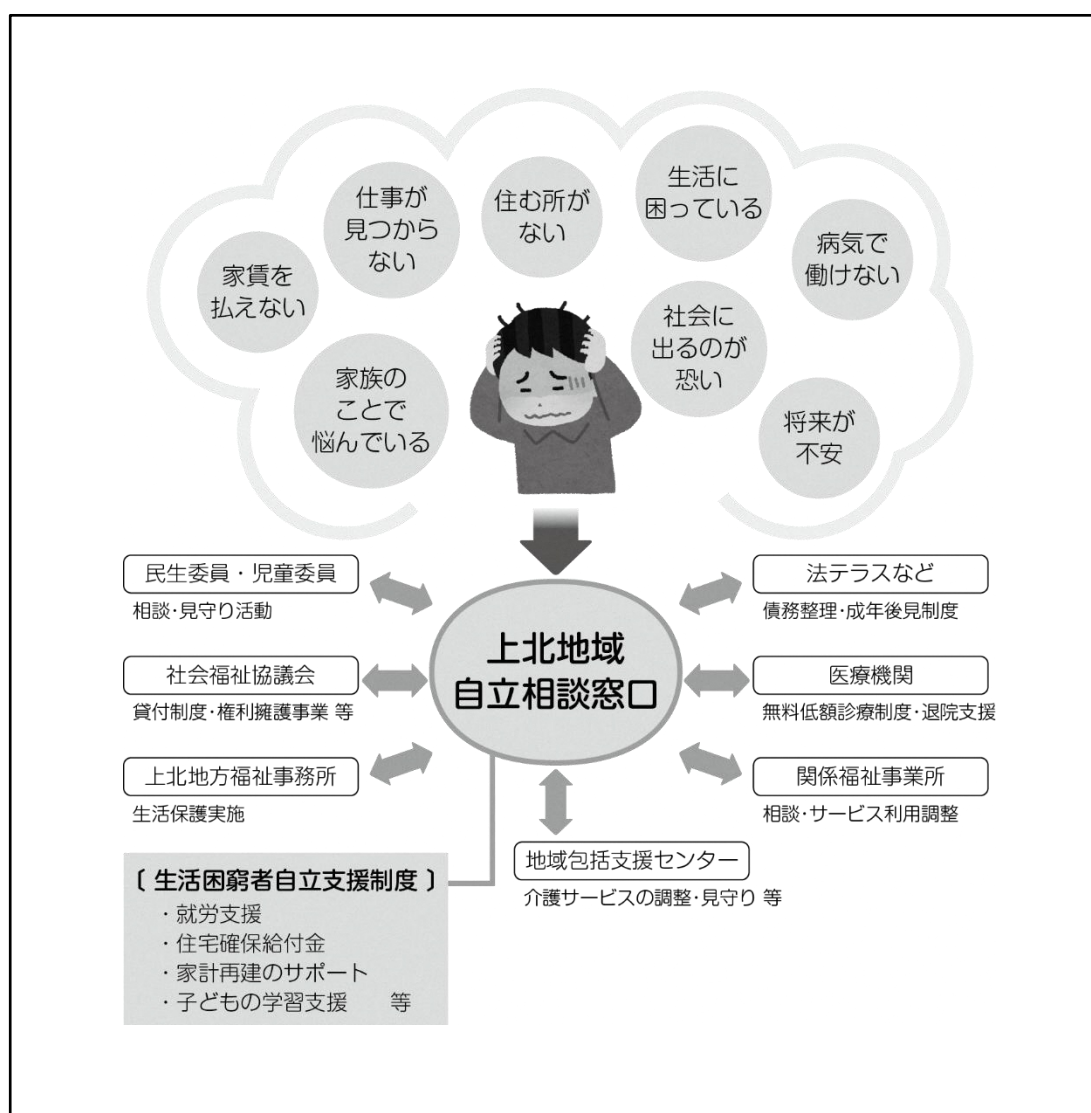
資料：六戸町決算報告書（各年3月31日現在）

（３）生活困窮者支援の状況

当町では、生活保護の支給決定等を所管する福祉事務所と連携を図りながら、生活困窮に関する相談支援を行っています。生活保護受給者には単身の高齢者が多いため、民生委員・児童委員に日々の見守りなどの協力を求めています。

また、2015（平成27）年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るための措置が講じられました。当町ではこの法に基づき、上北地域自立相談窓口を中心に、就労支援機関、法律相談窓口、医療機関などの必要な機関と連携しながら、生活保護に至らないまでも、働きたくても働けない人や債務があるなどの理由で困窮している人などに対する相談支援を行っています。

■ 生活困窮者自立相談支援のイメージ



6 地域活動関係者・団体等に関する状況

（１）民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱され、担当地区でひとり暮らしの高齢者や障がいのある方、生活困窮者などから生活上の問題や悩みなどの相談を受けたとき、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たす地域福祉の担い手です。2023（令和5）年度では28人の民生委員が活動しています。

また、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員は2人であり、地区担当の民生委員・児童委員と連携しながら子育て支援や児童健全育成活動に取り組んでいます。

（２）町内会

町内会は生活に最も身近な住民組織として、地域の福祉、環境、防災など、様々な課題に対応し、町民相互の連携と親睦を図っています。2023（令和5）年度では50町内会があります。

近年は、人々の価値観の変化により、家族の形態や生活スタイルなどの世帯状況も複雑化・多様化するなど変容し、町内会未加入世帯の増加、役員の高齢化やなり手不足などによって活動が停滞傾向にある地区もみられますが、多くの地区及び町内会では、地域ごとの祭りや行事などを通して、住民相互の絆を深めようと活発に活動しています。

（３）シニアクラブ

シニアクラブは、概ね60才以上の高齢者を対象とした自主的な活動組織で、2024（令和6）年度は8クラブ、会員数116人で構成されています。

健康・奉仕・友愛の三大運動を基本としながら活動促進事業、健康づくり・介護予防事業、地域支え合い事業、環境美化活動などを行っています。

（４）人権擁護委員

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき法務大臣から委嘱された民間ボランティアです。地域の中で人権が侵害されないよう配慮し、人権を擁護することが望ましいという考えのもと、人権への関心を高めるための啓発活動や人権相談活動を行っています。2023（令和5）年度は5人の人権擁護委員が活動しています。

（５）防災関係団体

① 消防団

消防団は、2023（令和5）年度において9分団、団員数165人で構成され、常備消防である県広域消防組合と連携し、消火活動や防災・防火活動を行っています。

② 自主防災組織

自主防災組織は、自治会等の単位で自主的に取り組む組織であり、災害時には現場に最も近いところにいて、地区をよく知る自分たちの手で自分たちの命や生活、地区を守るという、災害に対する町民の自覚と連帯感に基づく組織です。

2019（令和元）年度は1団体の自主防災組織が結成されていましたが、令和3年4月に小松ヶ丘自主防災会が開催し、2023（令和6）年度現在はなくなっております。

近年の災害リスクの増大の中で、身近な地域の防災活動に取り組む、自主防災組織が求められています。

（６）その他団体

当町で地域のために活動している団体は他にもPTA、青少年健全育成協議会やボランティア団体などがあります。

7 アンケート結果からみた検討事項

2024（令和6）年8月に町民1,500人に実施した「地域福祉に関する町民意識調査」の結果から、地域福祉を進めるにあたり、以下のような検討事項が抽出されました。

※各検討事項に関連するアンケート結果は資料編に掲載

検討事項1 地域で顔の見える関係づくりや福祉教育について

- 福祉への関心は年齢が高いほど関心も高くなっています。また、若い世代も一定の割合で関心の高さがみられます。
- 地域活動への参加意向が6割に上ることから、活動に参加するきっかけを増やしていくことが求められます。
- 災害時に備えた防災訓練、健康づくり、ごみ収集、見守り等の活動をとおして、日頃から町民同士が顔の見える関係づくりのきっかけを増やしていくことも考えられます。
- 福祉教育の充実、地域での助け合いや支え合いの大切さの周知といった取り組みを関係機関と連携して一層進めることも求められます。

検討事項2 町民同士の互助の気持ちを後押しする活動や工夫について

- 近所と関わり合おうとする意識の希薄化がうかがえます。
- 一方では、近所への手助けができることや緊急の場合に手伝いへの意向など、互助を大事にしたい気持ちが町民の心の中にはあると考えられます。
- 地域の資源を生かした居場所や交流の場づくり等、町民同士の互助を後押しする継続的な活動や地域の実情に応じた工夫が求められます。

検討事項3 暮らしやすさをより高めるため、幅広いニーズに応える連携・協力体制について

- 地域課題として多くの事項が挙げられました（例 道路の除雪、地域の人たちの付き合い方、地域の連帯感（助け合い）の喪失、医療体制）。
- 地域の将来像の上位が医療環境、治安、福祉、働く機会の充実等であることも考え合わせると、暮らしやすい地域づくりに向けて幅広いニーズに応える取り組みが求められます。
- 町のリーダーシップのもと、町民、社会福祉協議会、町などが一体となって協力し合う体制の強化を図ることが求められます。

検討事項4 福祉サービスを周知するための情報提供の工夫、情報の配慮について

- 「どんなサービスがあるのか？」や「自分や家族は誰に（どこに）相談すればいいのか？」といった、初めて福祉サービスを利用する際の障壁を低くしていくことが求められます。
- サービスや相談窓口の定期的な情報提供、情報発信手法の工夫、高齢者、障がい者、外国人等にも配慮した情報のわかりやすさ（アクセシビリティ）の向上が求められます。

検討事項5 危険箇所や避難場所の周知、避難行動要支援者支援制度の普及について

- 災害が自分や家族の身に起きるとは想定していない意識が根強いと考えられます。
- 日頃から災害を自分事として捉えること、自分の暮らす地域の災害時の危険性を把握すること、避難行動要支援者支援制度を普及することを地域ぐるみで進めることが求められます。

検討事項6 本人の権利を尊重する意識の向上、虐待・暴力をなくすための地域ぐるみの連携について

- 各種制度や事業の周知をととして、本人の権利を尊重することの重要性や、支援の必要な状況に目を向ける意識啓発を図ることが求められます。
- この結果から、できる限り早期に発見するために町民や事業者に対する意識啓発とともに、迅速な対応ができる専門機関・関係機関同士の連携強化を図ることが求められます。

第3章



計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画の策定にあたって実施したアンケートでは、住みよい地域社会を実現していくうえでの問題点について、半数の人が「近所付き合いが減っていること」と回答しています。多くの自治体で人口が減少傾向にある中、当町は近隣からの転入人口も多く人口は増加傾向にある一方で、昔ながらの近所づきあいが少なくなり、従来のコミュニティが様変わりしつつあります。

近年、上記のような社会情勢に加えて生活課題は複雑・多様化しており、問題を解決するためには行政による福祉サービスだけではなく、町民と地域、福祉団体や事業者などが連携し、絆（支え合い）の輪を広げることが重要となります。絆の輪を広げることが、地域の活力と安心感を高めていくことにもつながります。

当町の最上位計画である第5次六戸町総合振興計画で「恵みの大地と人が結び合う 安らぎと感動の定住拠点・六戸」を将来像に掲げています。行政だけで福祉等の政策を考えるのではなく、町民や地域、六戸町社会福祉協議会をはじめとする各種団体等のみんなで役割を分担して地域福祉体制をつくりあげ、住み慣れた地域で、すべての町民がいつまでもいきいきとやすらぎのある暮らしができる「六戸町」を築くことを目指します。

基本理念

住みなれた地域で

いきいきと安心して暮らせる 絆づくり

2 基本目標

基本理念「住みなれた地域で いきいきと安心して暮らせる 絆づくり」の実現を目指す地域福祉を推進するための基本目標と主要施策を設定します。

基本目標1 地域で支え合う仕組みづくり

支え合いの地域福祉を進めるため、住民一人ひとりの地域福祉に対する意識を高めるとともに、地域における住民の自主的なボランティア活動を支援します。

また、地域での支え合い・見守り体制の充実をはじめ、民生委員・児童委員等への支援、地域福祉活動の中心的組織である六戸町社会福祉協議会との連携強化を図り、地域で支え合う仕組みを創ります。

施策

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| (1) 地域福祉意識の高揚 | (4) 福祉活動への支援と連携強化 |
| (2) 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化 | (5) 社会福祉協議会への支援と連携強化 |
| (3) 支え合い・見守り体制の充実 | |

基本目標2 安心して暮らせる仕組みづくり

自立した生活を支えるための様々な福祉サービスを、必要とする人が適切に利用できるよう、個々の状況に応じた相談体制の充実をはじめ、的確な情報提供を行うとともに、良質なサービス提供体制の整備を図ります。

また、災害対策の強化をはじめ、人権擁護の推進、安全な移動手段や生活環境の確保を進め、子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず、安心して暮らせる仕組みを創ります。

施策

- | | |
|-------------------|-------------------|
| (1) 相談体制の充実 | (5) 権利擁護の推進 |
| (2) 情報提供体制の充実 | (6) 支援が必要な人への対応 |
| (3) 福祉サービス提供体制の充実 | (7) 安全な移動手段・生活の確保 |
| (4) 災害への備え | |

基本目標3 いきいきと暮らせる仕組みづくり

隣近所や住民同士による協力や連携を強化するため、地域での身近な居場所づくり・交流の場づくりを進めるとともに、地域ぐるみの健康づくりや生きがいづくり活動を推進し、住民一人ひとりが生涯を通じ心身ともに健康でいきいきと暮らせる仕組みを創ります。

施策

- | | |
|--------------------|----------------|
| (1) 居場所づくり・交流の場づくり | (3) 健康づくり・介護予防 |
| (2) 社会参加・生きがいづくり | |

3 施策の体系図

《基本理念》 住みなれた地域で いきいきと安心して暮らせる 絆づくり

基本目標1 地域で支え合う仕組みづくり

- | | |
|-------------------------|--|
| (1) 地域福祉意識の高揚 | ①啓発活動の充実 ②相互理解の促進 |
| (2) 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化 | ①ボランティア活動の支援
②青少年ボランティアの育成 |
| (3) 支え合い・見守り体制の充実 | ①子どもや認知症高齢者等の見守り活動の推進
②地域や町内会における取り組みの支援
③関係者のネットワークづくり ④認知症対策 |
| (4) 福祉活動への支援と連携強化 | ①民生委員・児童委員への支援
②地域福祉活動への支援 |
| (5) 社会福祉協議会への支援と連携強化 | ①社会福祉協議会の体制強化に向けた支援
②社会福祉協議会との連携強化 |

基本目標2 安心して暮らせる仕組みづくり

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 相談体制の充実 | ①身近な相談窓口の充実 ②相談支援の充実
③町職員や民生委員・児童委員等の資質向上に向けた研修等の実施
④関係機関との連携体制の強化 |
| (2) 情報提供体制の充実 | ①広報紙・町ホームページ等での情報提供
②各種手当・制度の周知徹底
③民生委員・児童委員等を通じた情報提供の充実 |
| (3) 福祉サービス提供体制の充実 | ①子育て支援の充実 ②高齢者支援の充実
③障がい者支援の充実 |
| (4) 災害への備え | ①防災意識の高揚 ②避難支援体制の充実
③緊急時の情報伝達、通報支援 |
| (5) 権利擁護の推進 | ①あらゆる虐待やDV・ハラスメントの防止
②児童虐待防止の推進 ③高齢者虐待防止の推進
④障がい者虐待防止の推進 ⑤成年後見制度の周知 |
| (6) 支援が必要な人への対応 | ①生活困窮者への対応 ②子どもの貧困対策
③更生保護の対応 ④家族介護者への支援 |
| (7) 安全な移動手段・生活の確保 | ①身近な移動手段の確保 ②交通安全対策の強化 |

基本目標3 いきいきと暮らせる仕組みづくり

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 居場所づくり・交流の場づくり | ①ふれあいいきいきサロンの充実
②高齢者の通いの場・居場所づくり
③認知症支援 ④地域子育て支援拠点事業の充実 |
| (2) 社会参加・生きがいづくり | ①高齢者の生きがい・社会参加の促進
②障がい者社会参加の促進 |
| (3) 健康づくり・介護予防 | ①健康づくりの推進 ②各種保健事業の推進
③介護予防の推進 |

(参考) アンケート結果からみた検討事項と関連の深い施策

検討事項1 地域で顔の見える関係づくりや福祉教育について	→	基本目標1(1) 地域福祉意識の高揚 基本目標1(2) 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化 基本目標2(1) 相談体制の充実 基本目標3(1) 居場所づくり・交流の場づくり 基本目標3(2) 社会参加・生きがいづくり
検討事項2 町民同士の互助の気持ちを後押しする活動や工夫について	→	基本目標1(3) 支え合い・見守り体制の充実 基本目標3(3) 健康づくり・介護予防
検討事項3 暮らしやすさをより高めるため、幅広いニーズに応える連携・協力体制について	→	基本目標1(4) 福祉活動への支援と連携強化 基本目標1(5) 社会福祉協議会への支援と連携強化 基本目標2(6) 支援が必要な人への対応 基本目標2(7) 安全な移動手段・生活の確保
検討事項4 福祉サービスを周知するための情報提供の工夫、情報の配慮について	→	基本目標2(2) 情報提供体制の充実 基本目標2(3) 福祉サービス提供体制の充実
検討事項5 危険箇所や避難場所の周知、避難行動要支援者支援制度の普及について	→	基本目標2(4) 災害時への備え
検討事項6 本人の権利を尊重する意識の向上、虐待・暴力をなくすための地域ぐるみの連携について	→	基本目標2(5) 権利擁護の推進

第4章



地域福祉の施策展開

第4章 地域福祉の施策展開

基本目標1 地域で支え合う仕組みづくり

(1) 地域福祉意識の高揚

現状と課題

当町では、広報紙やホームページ、庁内のポスター掲示等を通じて地域福祉の意識高揚に向けた啓発活動の展開とともに、町民の様々な体験活動やボランティア活動を通して、福祉活動への理解と参加を促進しています。

学校教育においては、道徳教育や特別支援教育等を通して児童生徒に人権や多様性を尊重する態度を育んでいます。共生社会実現のためにも今後は町立義務教育学校六戸学園におけるインクルーシブ教育の更なる推進が必要です。

六戸町第4次障がい者計画でもうたわれているノーマライゼーションの理念を実現するために、六戸町障がい者施策の基本理念に則り計画を策定しました。この理念が町民に広く浸透するよう、今後も町民への情報発信を継続していくことが必要です。

六戸町社会福祉協議会では、広報誌の発行やイベントの開催、ホームページ、SNSを開設し、社協の取り組みや行事や各事業の開催案内などの情報発信を行い福祉活動への理解と参加を促進しています。また、地域で住民座談会を開催し住民一人ひとりの助け合いの意識を育てていく取り組みをしています。

今後の取り組み

地域や町民の取り組み

- ✓ 福祉に関心を持ち、福祉について話し合う機会をつくりましょう。
- ✓ 町や社会福祉協議会等が開催する福祉イベントに参加しましょう。
- ✓ 福祉についての講演会や出前講座に参加しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ✓ 町と連携し、広報紙やホームページ、SNSを活用した広報・啓発を進めます。
- ✓ 各種福祉イベントへの住民の参加促進を図ります。
- ✓ 町と連携し、学校での福祉体験等を実施し、福祉を学ぶ機会の充実を図ります。
- ✓ 共同募金運動を通じて、地域福祉活動の必要性を伝え、福祉への理解、社会貢献の促進を図ります。

町の取り組み

取り組み	具体的な内容	担当課
啓発活動の充実	・町民一人ひとりの福祉に対する理解と参加を促進するため、広報紙やホームページなど多様な媒体を通じた啓発活動を継続します。 ・「人権週間」や「障がい者週間」等の機会を利用し、人権についてや障がい者等の権利に関する法律や制度等についての啓発を行います。 ・町立義務教育学校六戸学園における共生社会実現に向けたインクルーシブ教育システム構築を推進します。	福祉課 教育委員会
相互理解の促進	・ノーマライゼーションの理念を実現するために、障がい者に対する正しい理解と認識を深める活動や教育の充実を図ります。	福祉課

(2) 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化

現状と課題

ボランティア活動について、町民への広報や啓発活動を行うほか、福祉サービスを担う職員と関係機関職員が各種研修会に参加しています。当町では、ボランティア活動の拠点として六戸町社会福祉協議会にボランティアセンターを設置しており、2024（令和6）年3月末で個人35人が登録しています。

青少年ボランティアの育成に向けて、中学校で社会福祉協議会と連携した福祉ボランティア体験や社会福祉施設と連携した福祉交流活動を実施してきました。しかし、新型コロナウイルス感染症による制限を経て、再度、推進を図っていく必要があります。

今後の取り組み

地域や町民の取り組み

- ✓ 地域活動・ボランティア活動に興味を持ち、理解を深めましょう。
- ✓ ボランティア研修会等に参加し、ボランティア活動をはじめましょう。
- ✓ できることから地域活動・ボランティア活動に参加しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ✓ ボランティア活動を支援するボランティアセンターの機能強化を図ります。
- ✓ ボランティアに関する理解と関心を深めるため、ボランティア活動に関する研修会を開催するとともに、福祉活動の担い手を育成します。
- ✓ 地域福祉のリーダーとなる人材の発掘と育成を図ります。
- ✓ ボランティアのニーズ調査と新たなボランティア活動の発掘を行います。
- ✓ 夏ボランティア体験や出前福祉講座を実施しボランティア活動の振興を図っていきます。

町の取り組み

取り組み	具体的な内容	担当課
ボランティア活動の支援	・ボランティア活動に関する広報、啓発活動の充実など様々な支援を図ります。 ・今後の福祉ニーズの多様化に対応するため、福祉サービスを担う職員はもとより、関係機関職員に対しても研修や学習の機会を提供します。	福祉課
青少年ボランティアの育成	・中高生を対象に体験学習やボランティア交流を行い、青少年ボランティアの育成を図ります。 ・六戸学園生を対象にした福祉ボランティア体験や福祉交流活動を積極的に行い、青少年ボランティアの育成を推進します。	教育委員会

(3) 支え合い・見守り体制の充実

現状と課題

高齢者や障がい者、子育て中の家庭など、すべての町民が安心して暮らすためには、日ごろからの身近な支え合い・助け合いを地域で展開していく必要があります。

当町では、社会福祉協議会と連携した高齢者の見守り体制を構築しており、行方不明等のケースが発生した場合は速やかに情報収集を行い対応しています。子どもの見守り活動として六戸町生徒指導連絡協議会で危険箇所への看板・のぼりの設置、長期休業中の夕方の呼びかけ（音声テープ）、長期休業前の安全ちらし配布等を実施しており、各校のPTAではあいさつ運動や交通安全運動を実施しています。今後は町立義務教育学校六戸学園開校にあたり、六戸町生徒指導連絡協議会やPTAも新しい組織となり、学区も広範囲となるため、子どもの見守り活動について新たな体制構築が必要です。

地域や町内会においては、自主的な活動へ補助（ふれあいの郷づくり事業）、町民主体による「まちづくり活動」への支援（まちづくり町民活動支援事業）、地域コミュニティ維持継続セミナーの開催を実施しています。今後も地域コミュニティが自立し、活動を継続していく必要があります。

2015（平成27）年度に消費者問題の相談窓口を設置し、消費者トラブルの防止に取り組んでおり、今後も消費者問題等への対応が必要です。

各地区にある見守りサポーター（社会福祉協議会委託事業）を中心に関係者のネットワークを構築しています。

認知症対策として、認知症サポーター養成講座や認知症カフェの実施による認知症に関する知識の普及、毎年度の「もの忘れ検診」による認知症予防に取り組んでいます。認知症が疑われる方については早期に対応し、適切な医療やサービスにつなげています。対応困難なケースについては認知症初期集中支援チームを活用して対応しています。高齢者の増加等に伴い認知症は増加傾向にあるため、今後も正しい知識の普及と予防対策が必要です。

今後の取り組み

地域や町民の取り組み

- ✓ 日ごろからあいさつや声かけを行うなど、身近なところから住民同士のつながりを深め、お互いの顔が見える関係づくりに努めましょう。
- ✓ あいさつ、声かけや安否確認など見守り活動に参加しましょう。
- ✓ 認知症などへの理解を深めましょう。
- ✓ 虐待を知った場合には、速やかに公的機関に知らせるようにしましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ✓ 生活支援サービスの検討組織としての協議体の運営を支援します。
- ✓ 生活支援コーディネーターや協議体を通じて、地域にある社会資源の活用や新たな社会資源の開発を図ります。
- ✓ 民生委員・児童委員等と連携し、ひとり暮らし高齢者宅へ「福祉安心電話サービス」やリーフレット配布通じて安否確認を行います。
- ✓ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業を推進します。

町の取り組み

取り組み	具体的な内容	担当課
子どもや認知症高齢者等の見守り活動の推進	・各組織の協力のもと、地域社会での見守り体制の推進を図り、行方のわからない高齢者が発生したときには速やかに情報収集を行い、より早期の発見に努めます。 ・町立義務教育学校六戸学園開校にあたり、六戸町生徒指導連絡協議会を中心に、関係機関・団体の協力のもと、地域社会全体で子どもを見守る体制づくりを推進します。	福祉課 教育委員会
地域や町内会における取り組みの支援	・地域での見守り、声かけやあいさつ運動などが、自然に行われることのできる地域づくりを促進します。 ・より多くの町民が地域での行事やイベントに対して、気軽に参加できるような環境づくりを進めます。 ・今後さらに加速する人口減少社会においても地域コミュニティが自立し継続するよう支援を行います。 ・高齢世帯、単身世帯の増加が見込まれるため、消費者問題等の防止啓発と相談窓口の設置を継続します。	まちづくり推進課
関係者のネットワークづくり	・見守りサポーターを中心に、関係者間の情報共有を図りやすくするため、地縁、活動団体等のネットワークづくりを図ります。	福祉課
認知症対策	・認知症に関する正しい知識の普及と理解を深めるため、予防事業「おでかけ教室」、認知症カフェ「まちカフェ・メイプル」を継続します。 ・認知症が疑われる方への対応について、認知症地域支援推進員の活用、認知症ケアパスの普及をとおして、早期受診、適切なサービスにつなげます。 ・地縁や活動団体等のネットワークと協力して、徘徊高齢者等支援事業を継続します。	福祉課 包括支援センター

（４）福祉活動への支援と連携強化

現状と課題

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、町民から生活上の問題や悩みなどの相談を受けたときに指導や助言、福祉制度の紹介などを行う地域福祉の担い手です。当町では、2023（令和5）年度現在、各地域を担当する28人の民生委員・児童委員と2人の主任児童委員が活動しています。

民生委員・児童委員は在席年数に応じた各種研修会に参加し、町民とともに「福祉のまちづくり」を広げていく推進役として活動を展開しています。しかし、転入者が多く、民生委員も把握しきれていない地区（小松ヶ丘地区等）もあります。また、2024（令和6）年度に実施した「地域福祉に関する町民意識調査」（問43）では、民生委員・児童委員について「名前も活動内容も知っている」が2割半ばと低いことから、身近な相談相手の存在を知ってもらうことが重要です。

社会福祉協議会と連携して地域活動をしている人や団体を支援していますが、人数や団体が減少していることから、地域福祉活動において重要な役割を担う民生委員・児童委員をはじめ、福祉活動をしている人や団体を一層支援していく必要があります。

今後の取り組み

地域や町民の取り組み

- ✓ 民生委員・児童委員等の活動に興味や関心を持ちましょう。
- ✓ 地域の民生委員・児童委員をはじめ、福祉活動をしている人や団体に協力しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ✓ 身近な生活相談に対応できるよう、民生委員・児童委員との連携を図ります。
- ✓ 民生委員・児童委員協議会との情報共有を図り、活動を推進するため、定期的な協議を行います。
- ✓ 地域で福祉活動をしている人や団体を積極的に支援します。

町の取り組み

取り組み	具体的な内容	担当課
民生委員・児童委員への支援	・誰もが安心して生活できる地域づくりのために民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、活動内容を広く周知します。 ・地域の絆づくりを進めている民生委員・児童委員が、住民の多様な相談に的確にアドバイスができるよう、研修会や情報提供等を行います。	福祉課
地域福祉活動への支援	・社会福祉協議会と連携し、地域で福祉活動をしている人や団体を支援します。	福祉課

(5) 社会福祉協議会への支援と連携強化

現状と課題

六戸町社会福祉協議会は、町民や民生委員・児童委員、社会福祉関係者・関係団体・機関などとの連携のもと、「福祉のまちづくり」の実現を目指して地域の福祉増進に努めています。

2024（令和6）年度に実施した「地域福祉に関する町民意識調査」（問44）では、社会福祉協議会について「名前も活動内容も知っていた」が2018（平成30）年度調査の2割台後半から上昇して3割半ばとなりました。

六戸町社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として大きな役割を担っていることから、今後も町による支援と連携を強化し、地域福祉活動の活発化に向けた取り組みを進める必要があります。

今後の取り組み

地域や町民の取り組み

- ✓ 社会福祉協議会の活動を理解し、活動を支援しましょう。
- ✓ 社会福祉協議会の各種福祉事業に参加しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ✓ 六戸町社会福祉協議会活動指針に基づき、組織・運営体制の改善や職員の人材育成、各種事業の見直しなど社会福祉協議会の体制強化を図ります。
- ✓ 地域福祉を推進する中心的な組織として、町、町民、事業所、関係機関との連携強化に努めます。
- ✓ 社会福祉協議会の活動について、積極的に周知し、理解の促進に努めます。

町の取り組み

取り組み	具体的な内容	担当課
社会福祉協議会の体制強化に向けた支援	・人材の確保と育成に対する支援をはじめ、適正な補助、事業における協力体制強化など、社会福祉協議会の主体性や独立性に配慮しながらも、地域福祉の推進に向け、必要な指導、調整及び支援に積極的に取り組みます。	福祉課
社会福祉協議会との連携強化	・社会福祉協議会を地域福祉の推進における中核的役割を担う組織として位置付け、積極的な活動展開を期待し、支援を行うとともに、連携の強化を図ります。	福祉課

基本目標２ 安心して暮らせる仕組みづくり

（１）相談体制の充実

現状と課題

各種福祉サービスの多様化、家族形態の多様化とともに、社会問題化している新たな課題への対応など、相談窓口の役割はこれまで以上に重要になっています。また、身近に相談できる人がいない人、相談窓口に行くことのできない人など、個々の状況に応じた相談体制の充実も求められています。

当町では、担当課の窓口で相談を行っているほか、心の健康相談などの相談窓口も設置しています。健康教室や家庭訪問などの保健事業、広報やポスター、啓発グッズ等を活用した相談窓口の周知に努めるとともに、必要なケースについては庁内の関係各課及び社会福祉協議会と情報を共有しています。地域では月１回の民生委員・児童委員定例会やいのち支える自殺対策協議会をとおして町の実態・相互の連携体制の共有を行っています。また、ケアマネジャーや学校教諭・保健協力員・町職員などを対象にゲートキーパー研修を実施し、悩みを持つ人に気づく・見守る・つなぐための人材養成に取り組んでいます。

保護者や児童生徒が相談しやすい体制として、教育委員会に教育相談員を２名配置し、このうち１名は町内小・中学校を巡回して相談に応じています。また、県からスクールカウンセラーが町内小・中学校に、スクールソーシャルワーカーが教育課に配置されており、各校の実態や要望に応じて活用しています。今後は町立義務教育学校六戸学園における校内教育支援センターの設置等を検討する必要があります。

町職員や民生委員が相談に対する適切な対応を行うため、町職員は県への研修会、民生委員は在席年数に応じた各種研修会に参加するように努めています。今後は増加傾向にある様々な問題を併せ持つ困難ケースに対し、相談窓口の周知とともに、継続的かつ関係機関で連携した関わりが必要になっています。

今後の取り組み

地域や町民の取り組み

- ✓ 悩みごとは一人で悩まずに、家族や友人などに相談したり、福祉に関することで困ったことがあったら、相談窓口を積極的に利用しましょう。
- ✓ 困っている人や悩みを抱える人たちから助けを求められたときは、話を聞くことからはじめ、相談窓口を紹介しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ✓ 複合的な福祉問題を抱えるケースに対応できるよう、社会福祉協議会内に福祉の総合相談窓口を設置しています。

- ✓ 社会的に孤立している人や制度の狭間で支援を受けられない人など、様々な生活課題を抱える世帯に対する相談支援の強化に向け、関係機関との連携強化を図ります。
- ✓ 民生委員・児童委員等と連携し、ひきこもり、生活困窮など、地域の潜在的な課題を掘り起こし、必要な支援・サービスにつなげていきます。

町の取り組み

取り組み	具体的な内容	担当課
身近な相談窓口の充実	・窓口における相談体制の充実に向けて、窓口での接遇向上や相談しやすい環境づくりを図るとともに、各関係機関との連携を強化しながら、個々のケースに応じた対応に努めます。 ・民生委員・児童委員やボランティア団体等と適切な連携をとりながら、支援が必要な人に対する見守り活動を実施するとともに、地域において気軽に相談できる体制の整備を支援します。 ・相談機関につながらない要支援世帯の早期発見と見守りを行う体制を整備します。 ・来庁や電話だけでなくFAXや電子メール等、あらゆる人がより相談しやすくなるよう環境を整えます。 ・自ら相談できない人に対応できるゲートキーパー等の人材育成を継続します。	福祉課
相談支援の充実	・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、保護者や児童生徒が相談しやすい体制を整備します。 ・町立義務教育学校六戸学園における校内教育支援センターと教育委員会における教育支援センターの体制整備及び連携を推進します。 ・教育相談支援について、リーフレット配布、町広報や町ホームページへの掲載による周知を継続します。	福祉課 教育委員会
町職員や民生委員・児童委員等の資質向上に向けた研修等の実施	・相談内容に的確に、かつ、相談者のプライバシーに配慮した対応を行えるよう、町職員や社会福祉協議会職員、民生委員・児童委員等の関係者を対象とした研修や勉強会を開催し、資質向上に努めます。 ・民生委員・児童委員の任期が令和7年11月30日までであるため、引き続き、民生委員・児童委員の確保に努めます。	福祉課
関係機関との連携体制の強化	・町民からの相談に携わる町職員や民生委員・児童委員等が、地域の問題解決を速やかに行えるよう、関係機関との連携体制の強化を図ります。 ・多岐に渡る問題に対しては、その都度関係機関と連携し対応します。	福祉課

（２）情報提供体制の充実

現状と課題

近年、福祉・保険制度など生活に関する様々な制度の改正等に伴い、町や関係機関から提供する情報が増加傾向にある中、情報を町から町民へ一方的に流すだけでは、町民に十分な情報提供ができていたとはいえません。各種福祉サービスの内容をはじめ、ボランティア・住民活動や地域の助け合い活動についての情報などの周知方法を工夫し、誰もが入手でき、ひとりでも多くの町民が情報を活用できるようにする必要があります。

当町では、誰もが情報や機能を支障なく利用できるよう、2023（令和5）年度にウェブアクセシビリティ適合レベルAAに準拠した町ホームページにリニューアルしました。

また、より読みやすさに配慮した「広報ろくのへ」になるよう、2024（令和6）年度中に全体リニューアルを行います。今後はホームページ、広報紙等について、情報を発信する対象者の特徴に鑑み、必要とする情報や年齢といった特徴などによって対象者にアプローチする工夫が必要となります。

各種手当・制度の周知については、パンフレット等での情報提供、必要に応じた申請勧奨を行っています。また、月1回の民生委員・児童委員定例会をとおして各種情報の共有を図り、きめ細かな情報提供を行っています。

今後の取り組み

地域や町民の取り組み

- ✓ 町、社会福祉協議会、関係機関・団体等が発信する情報への関心を深めるとともに、情報を積極的に活用しましょう。
- ✓ 口コミは大きな情報源になるため、福祉情報をまわりの人にも伝えましょう。
- ✓ 各種団体は会員への情報提供を積極的に進めましょう。
- ✓ 地域・町内会内で福祉に関する情報提供を進めましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ✓ 地域福祉に関する情報やボランティア団体等の活動紹介など、積極的な情報発信に努めます。
- ✓ 社会福祉協議会が取り組んでいる活動についてタイムリーな情報発信に努めます。

町の取り組み

取り組み	具体的な内容	担当課
広報紙・町ホームページ等での情報提供	・福祉サービスについて、必要な人が必要な支援を適切に選択し利用できるよう、広報紙をはじめ、ホームページ等による多様な媒体を通じた、よりわかりやすい情報提供に努めます。 ・町が発行する広報紙や各種冊子等について読みやすさに配慮します。 ・情報量の多い広報紙の中でわかりやすさ、読みやすさに配慮し、関心を高めてもらえるような内容となるよう検討し、閲覧数の増加に取り組めます。	福祉課 総務課
各種手当・制度の周知徹底	・パンフレット等での情報提供とともに、対象者の把握に努め、必要に応じた申請の勧奨を行います。	福祉課
民生委員・児童委員等を通じた情報提供の充実	・民生委員・児童委員等への情報提供を強化し、地域での情報提供体制の強化を図ります。	福祉課

（３）福祉サービス提供体制の充実

現状と課題

子育て支援

2019（令和元）年度に「六戸町第二期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「豊かなこころが育つまちづくり」を基本理念に掲げ、地域における子育て支援、子育てを支援する生活環境の整備、子どもの心身の成長に資する教育環境の整備などを基本目標として各種施策の展開を図っています。また、現状の課題を分析しながら、次期計画を令和6年度中に策定し、令和7年度より計画を推進していきます。

母子保健では、妊娠届出時、健診や相談、医療機関等関係機関からの連絡等により把握した、フォローを必要とする母子にはアセスメントを実施した上で状況に応じた子育て支援を行っています。さらに、より早い段階での子育て支援ができるよう、妊娠届出時や各種教室において要支援妊婦の把握に取り組んでいます。特別な配慮を必要とする子どもが増加する中、今後は発達に不安のある親子に対する早期からの発達支援について、より一層充実を図る必要があります。

高齢者

2023（令和5）年度に策定した「六戸町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」に基づき、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムの深化・推進に努めています。また、地域包括支援センターの機能強化とともに、地域ケア会議の機能充実、在宅医療・介護連携事業の実施に取り組んでいます。

障がい者

2023（令和5）年度に「第4次六戸町障がい者計画」を策定し、ノーマライゼーションの理念の浸透や障がい福祉サービスの提供をはじめ、障がい者の地域での自立支援を基本とした各種施策を推進しています。

2023（令和5）年度に「第7期六戸町障がい福祉計画・第3期六戸町障がい児福祉計画」を策定し、それまでの利用状況やニーズ、各種障がい者福祉に関する制度の動向を見据えた上で、当町における障がい福祉サービス、障がい児通所支援等のサービス量の見込量を把握しながら提供事業者との連携を行っています。今後は障がい児から障がい者への移行等、切れ目のない相談支援及び各種サービスの提供とともに、ニーズがあるものの事業所がない等、サービスの提供に結びつかない部分について協議が必要です。

今後の取り組み

地域や町民の取り組み

- ✓ 利用できる福祉サービスについて、適切に活用しましょう。
- ✓ アンケート調査に積極的に参加し、サービス充実のための提言を行いましょう。
- ✓ 各種福祉計画の内容を、広報紙、ホームページ等で理解し、住みやすい地域づくりに協力しましょう。
- ✓ 町や社会福祉協議会が開催する講演会、研修会等に積極的に参加しましょう。
- ✓ 可能な範囲で町民参加型のサービスに参加しましょう。
- ✓ サービス提供事業者は、利用者のニーズを把握してサービス内容の改善・充実を図りましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ✓ 社会福祉協議会が実施する生活支援サービスを、町民にわかりやすく周知し、地域内で援助の手が届いていない福祉的な支援が必要な人を掘り起こし、適切なサービス・支援につなげていきます。

町の取り組み

取り組み	具体的な内容	担当課
子育て支援の充実	・多様な子育て支援サービスや保育サービスの提供及び教育環境の整備など、地域の子育て力を向上するための施策の充実に努めます。また、すべての子どもが尊重され、健やかに成長できるよう、専門的な相談支援体制を強化するとともに、子育て家庭を支援します。 ・妊産婦・乳幼児を対象とした家庭訪問や乳幼児健診により、妊娠・出産・育児期間に切れ目ない支援を行えるよう一層の充実に図ります。 ・乳幼児健診において、育児や発達に不安のある親子に対して関係機関と連携しながら、早期からの発達支援、親子支援を継続して実施します。また、関係機関と連携を密にし、発育発達支援の充実に図ります。 ・教育委員会と福祉課が連携し、5歳児健診において、保護者に就学相談と教育支援に関する説明及び相談支援を継続します。 ・町在住の幼児が通園している幼稚園、保育園、認定こども園への就学相談のちらし配付による保護者への周知及び相談支援を継続します。	福祉課 教育委員会

取り組み	具体的な内容	担当課
高齢者支援の充実	・介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるための取り組みを推進します。 ・医療・介護・予防・住まい・生活支援を柔軟に組み合わせて一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を継続します。	福祉課 包括支援センター
障がい者支援の充実	・障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、ともに暮らし、ともに参加するための福祉施策を推進します。 ・また、住み慣れた地域で自立した生活を営むために必要なサービスと支援を受けられる社会を実現します。 ・障がいの程度や特性に応じて必要なサービスを利用できるよう、在宅や施設における福祉サービスの充実に努めます。	福祉課

(4) 災害への備え

現状と課題

火災や地震など災害発生時において、高齢者や障がいのある人など要配慮者は迅速な対応が難しく、生命や身体の危険に直結するため、災害発生時の救出・救護体制、被災後の支援体制が重視されています。

当町では、各災害別に防災対策を区分した「知っておきたい防災対策」（パンフレット）を作成・配布しています。イラスト等を用いながらわかりやすく解説するなど、住民の防災意識の高揚・促進に努めています。2021（令和3）年4月に小松ヶ丘自主防災会が解散し、町内の自主防災組織がなくなったため、より一層、住民の防災意識の高揚が必要です。

災害対策として、福祉課（包括支援センター）で避難行動要支援者名簿を作成しています。また、緊急時に備えた情報の伝達手段として防災無線、ホームページに加え、「ろくのへ防災・行政ナビ」の運用を開始し、スマートフォンアプリと戸別受信機で情報発信をしています。今後は「ろくのへ防災・行政ナビ」のアプリ利用者数と戸別受信機貸与者数の増加を目指し、避難救護活動につなげることが必要です。

今後の取り組み

地域や町民の取り組み

- ✓ 地域で見守るべき人が誰なのかを把握しましょう。
- ✓ 避難時の連絡体制や避難の方法を家族で共有しましょう。
- ✓ 家庭での水や食料などの備蓄を心がけましょう。
- ✓ 防災訓練や身近な地域の自主防災組織の活動に参加しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ✓ 災害発生時に災害ボランティアセンターの設置が必要と判断された場合、速やかに災害ボランティアセンターを開設し、ボランティアの受け入れを行い被災者支援が円滑かつ効果的に行えるよう、町や関係機関と連携していきます。
- ✓ 平時から災害ボランティアセンター運営に関する訓練を実施し、行政、関係機関、地縁組織、ボランティアなどと協働で災害ボランティアを推進・支援する体制づくりを進めていきます。

町の取り組み

取り組み	具体的な内容	担当課
防災意識の高揚	・防災に関する広報・啓発活動の推進や防災訓練の定期的実施、ハザードマップの周知等により、住民の防災意識の高揚及び自主的な備えの促進に努めます。	総務課
避難支援体制の充実	・関係機関・団体との連携のもと、避難行動要支援者の把握をはじめ、避難支援体制の充実を図ります。	総務課 福祉課
緊急時の情報伝達、通報支援	・緊急時に備え情報の伝達手段としてスマートフォンアプリ「ろくのへ防災・行政ナビ」と戸別受信機について積極的に周知し利用者数の増加を促し、避難救護活動につなげます。	総務課

（５）権利擁護の推進

現状と課題

あらゆる差別や権利を侵害する要因の除去に努め、虐待や権利侵害などに対し、早期に対応していく体制が求められています。

当町では、広報、ポスター配布等により、相談窓口の周知に取り組んでいます。

児童虐待の防止については、リスク管理の徹底と家庭へのきめ細かな支援ができるよう、2013（平成25）年度から要保護児童対策地域協議会に教育委員会、福祉課、児童相談所の三者による実務者会議を設置しています。必要に応じて個別ケース会議を開催し、関係機関との連携強化を図りながら、要保護児童・養支援児童の情報共有及び対応協議を行っています。

学校の健康診断や教育相談において虐待の疑いがないか判断し、疑いがある場合は早急に対応しています。今後は虐待だけでなく、ヤングケアラーについても早期発見・早期対応する必要があります。

母子健康手帳交付時に丁寧な面談を行い、地域の社会資源についての情報提供を行うとともに、子育て世代包括支援センターを周知し、いつでも相談できる体制を整備しています。こども園や小・中学校など関係機関との情報交換を行い、役割を分担して対応しています。近年は外国籍、支援不足、育児困難などの特定妊婦の増加のほか、虐待件数も年々増加していることから、今後も相談・対応できる体制の充実とともに、継続的かつ関係機関で連携した関わりが必要となります。

高齢者虐待の防止については、町民への啓発、介護事業所など各種団体との連携、戸別訪問、近隣住民や民生委員・児童委員等からの情報収集等を行っています。

障がい者虐待の防止については、福祉課内に障害者虐待防止センターを設置し、障がい者虐待の通報の受理、相談支援などを行っています。今後は通知があった時の移動体制を整備する必要があります。

2016（平成28）年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行されました。この法に基づき、成年後見制度利用に係る費用助成制度の活用や地域連携ネットワークの整備を進め、権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期相談対応体制の整備等の権利擁護に向けた体制整備が求められます。当町では、成年後見制度の利用に関する補助金要綱を作成していますが、利用が少ないことから、制度の周知を図るなど、利用促進に向けた取り組みが求められます。

今後の取り組み

地域や町民の取り組み

- ✓ お互いの人権を尊重する意識を高めましょう。
- ✓ 身近で起きる可能性がある虐待やDVに気づけるよう心がけ、気づいたときは、すぐに行政機関等に連絡しましょう。
- ✓ 子どもが虐待を受けているのでは、と感じたら児童相談所全国共通ダイヤル「189（いち・はや・く）」に電話しましょう。

◆「189（いち・はや・く）」：児童相談所全国共通ダイヤル

「189」は児童虐待と思ったときなどに、児童相談所に通告や相談ができる全国共通の電話番号です。「児童相談所全国共通ダイヤル」にかけると管轄の児童相談所につながります。通告や相談は匿名で行うこともでき、通告や相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。

社会福祉協議会の取り組み

- ✓ 判断能力が不十分な人の金銭管理や福祉サービス等の利用に関しては、日常生活自立支援事業を活用し支援します。
- ✓ 認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者など意思決定が困難な人の判断能力を補うため、町及び三沢・上北広域権利擁護支援センターと連携し、法人後見事業を実施し、成年被後見人等の財産管理、身上保護を行い、その権利を擁護していきます。
- ✓ 制度の周知活動を充実させ、後見契約のメリット等の周知、相談対応の整備を行い、成年後見制度の利用促進に向けた取り組みを推進します。

町の取り組み

取り組み	具体的な内容	担当課
あらゆる虐待やDV・ハラスメントの防止	・DV・ハラスメント、児童虐待防止法や高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法等の趣旨を踏まえ、速やかに必要な支援に結びつけることや、早期の段階から相談できるよう、窓口等の充実を図るとともに、より一層積極的な啓発活動を実施します。 ・ヤングケアラーの認知度を高める広報や啓蒙活動を行います。 ・学校における健康診断や教育相談において虐待の疑いがないかを判断し、疑いがある場合は早急に対応します。 ・教育委員会、福祉課、児童相談所の三者による実務者会議を開催し、要保護児童・養支援児童について情報共有及び対応協議を継続します。	福祉課 教育委員会

取り組み	具体的な内容	担当課
児童虐待防止の推進	・近所づきあいや親からの支援もない孤立した育児環境で不安を抱えたケースもみられることから、地域ぐるみの子育てネットワークの環境整備に取り組みます。 ・児童虐待の通告や相談ができる、「児童相談所全国共通ダイヤル」の周知に努めます。 ・こども家庭センターを設置し、体制の充実を図ります。 ・相談窓口の周知を継続します。 ・多岐に渡る問題に対し、その都度関係機関と連携し対応します。	福祉課
高齢者虐待防止の推進	・高齢者虐待防止に向けた住民への啓発を行うとともに、介護事業所など各種団体との連携を強化し、高齢者への戸別訪問、近隣住民や民生委員・児童委員等からの情報収集等により、高齢者虐待の早期発見、早期対応をするための体制の充実強化を図ります。	福祉課 包括支援センター
障がい者虐待防止の推進	・ホームページやパンフレット等を活用し、障害者虐待防止法の周知を図ります。 ・障害者虐待防止法の内容や虐待発見者の通報義務、町の虐待防止相談窓口等について、広く周知に努めるとともに、虐待防止の啓発を図ります。 ・虐待に関する通報を受けた場合には障害者虐待防止法に基づき、家庭や施設・職場などに調査・指導等を行うなど、適切な対応に務めます。	福祉課
成年後見制度の周知	・広報紙、ホームページ、パンフレットの配布等を通じて、成年後見制度の周知と利用促進を図ります。 ・市民後見人・法人後見人など利用に関する体制の整備に努めます。	福祉課 包括支援センター

（６）支援が必要な人への対応

現状と課題

生活困窮者

生活困窮者の自立に向け、民生委員・児童委員や関係機関との連携のもと、それぞれの実態に即したきめ細かな相談・指導等に努めるとともに、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、資金貸付制度の利用に関する助言・指導等に努めています。生活困窮者には県社協福祉協議会や六戸町社会福祉協議会につなげています。生活保護の相談は速やかに上北地方福祉事務所につなげています。生活保護の申請があったさいには各課へ照会をかけ、速やかに調査書の作成をしています。

子どもの貧困

子どもの貧困については、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が2014（平成26）年1月に施行され、同年8月には「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることがないように、子どもに届く教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援を推進することが方向づけられています。2024（令和6）年9月には「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改称されました。当町では、経済的理由等により、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費等の一部を援助しています。今後も経済的理由により、自分の夢や希望を諦める子どもがなくなるよう、教育の支援をはじめとする子どもの貧困対策をさらに推進していく必要があります。

更生保護

更生保護については、刑事司法関係機関だけの取り組みには限界があり、地域社会での継続的な支援が再犯防止に重要であるため、2016（平成28）年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立しました。当町では、地域ぐるみの支援として、社会を明るくする運動をとおして啓発活動を行っています。しかし、保護司をはじめとする更生保護ボランティアは安心・安全な社会を実現する上で欠かすことのできない存在ですが、近年、適任者の確保が困難となっています。

家族介護者

家族介護者の負担軽減のためにも、介護される高齢者の安楽な在宅生活のためにも、介護する家族が適切な介護知識に基づいて安心して介護することが大切です。そのため、家族介護者支援の一環として、にこにこ七百利用者の家族を対象に認知症家族のつどいを年3回実施しています。

今後の取り組み

地域や町民の取り組み

- ✓ 身近な気になる人に、見守りや声かけを実践しましょう。
- ✓ 一人で悩まずに、困りごとがあれば、相談窓口を積極的に利用しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ✓ 低所得者などを対象に必要な資金の貸付を行う「生活福祉資金貸付事業」により、一時的な生活資金の貸付を行い、生活の自立を促します。
- ✓ ひとり親世帯及び中学生以下の子どもがいる住民税非課税世帯等を対象に食材の無料給付「子育て応援事業」を実施します。
- ✓ 青森県内の社会福祉法人が連携して制度の狭間の課題を解決する「社会福祉法人の社会貢献活動 青森しあわせネットワーク」の参加法人として、経済的援助や食料等の提供、就労・社会参加活動の提供等を行います。

町の取り組み

取り組み	具体的な内容	担当課
生活困窮者への対応	・青森県上北地方福祉事務所や民生委員・児童委員などと連携し、健康で文化的な生活を送るための社会保障として、生活保護について周知します。 ・きめ細かな相談対応や関係機関が行っている生活福祉資金貸付、就学援助などによる経済的支援、就労支援、住宅確保支援等の利用促進等により、生活困窮者の自立を促進します。	福祉課
子どもの貧困対策	・県や関係機関と情報共有しながら、子どもに届く保育・教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援を推進します。 ・経済的理由等により、就学が困難と思われる児童生徒の保護者への就学支援の周知を行うとともに、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して学用品費等の一部を援助します。	福祉課 教育委員会
更生保護の対応	・犯罪や非行を行った人が罪を償い、地域社会において円滑に立ち直ることができるよう、保護司等と連携を図ります。 ・保健行政機関と連携し、薬物依存症に関する相談支援の充実を図るとともに、薬物依存症からの回復に向けた支援を行います。 ・多様な背景を持つ人々が、お互いのことを理解しながら共に支え合うことができるよう、包括的な地域社会の実現を目指します。	福祉課 町民課

取り組み	具体的な内容	担当課
家族介護者への支援	・本人と家族介護者に対する支援をさらにきめ細やかなものにするため、必要に応じて各担当部署や地域包括支援センターと情報共有を図ります。 ・家族介護者の精神的負担を軽減するため、家族介護者同士が交流・情報交換ができるネットワークづくりの支援を進めます。 ・家族が適切な介護方法を習得し、安心して在宅介護を継続できるようにすることで、介護される高齢者本人の在宅生活も継続できるよう支援を進めます。	福祉課 包括支援センター

(7) 安全な移動手段・生活の確保

現状と課題

移動手段（公共交通）

交通の利便性を高めるため、町民からの要望に応じて、町民バスのバス停の移動や新規設置を行いました。町民バス運行に関しては、六戸学園の児童生徒が利用するスクールバスの運行に伴い限られた時間の中での運行になるため、その中でも町民のニーズに沿った運行ルートの構築を行う必要があります。

交通安全・防犯

当町では、警察をはじめとする関係機関・団体との連携のもと、国・県の交通安全運動週間に街頭PRや早朝指導、町イベント内で交通安全の啓発活動をととして交通安全教育や啓発活動を推進し、町民の交通安全意識の高揚に努めるとともに、危険箇所の点検を行い、交通安全施設の整備や道路環境の向上に努めています。近年、高齢者による事故が多発していることから各年齢層に応じた教育・啓発が必要です。また、交通量等の変化に伴い事故多発化が懸念されるため、事故を防止する対策を講じる必要があります。

防犯対策として、警察などの関係機関・団体と連携し、学校での啓発活動の推進をはじめ、学校連絡網メール、PTAや青少年健全育成団体とのパトロールの実施などに努めています。交通安全母の会が毎年度4月当初に子どもの安全対策のために横断歩道の手前にストップマークを貼っています。言葉巧みな悪質商法や詐欺的な勧誘商法等による高額被害は高齢者だけではありません。被害の未然防止と発生後の適切な対応のためにも関係機関の連携強化、及び適切な情報の提供や相談体制を整備する必要があります。

今後の取り組み

地域や町民の取り組み

- ✓ 地域ぐるみでの交通安全活動や交通安全教室に参加することで交通ルールとマナーを熟知し、交通事故の防止に努めましょう。
- ✓ あいさつや声かけがお互いにできる関係づくりなど地域のつながりを深めることで、自主防犯活動の充実や消費者被害の防止を図りましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ✓ 各種ボランティアに対する支援を行います。
- ✓ 通院や日常生活活動に対する移動手段として、福祉有償運送や車いすの貸し出しを行います。

町の取り組み

取り組み	具体的な内容	担当課
身近な移動手段の確保	・町民バスの運行にあたっては、限られた運行時間の中で町民のニーズに寄り添う運行ルート of 構築や柔軟な運行形態の検討等を行います。	企画財政課 総務課
交通安全対策の強化	・関係機関・団体との連携のもと、各年齢層に応じた効果的な交通安全教育や啓発活動を推進し、住民の交通安全意識の一層の高揚を図ります。 ・事故防止・死亡事故ゼロを目指して、関係機関・団体と連携のもと、運転手及び歩行者等に交通安全意識の高揚を図ります。	町民課

基本目標3 いきいきと暮らせる仕組みづくり

(1) 居場所づくり・交流の場づくり

現状と課題

住民同士の日常的な近所づきあいや交流は地域福祉の基盤として重要であることから、地域の状況や町民それぞれの個性を尊重し、豊かな暮らしが送れるような交流を深めていくことが大切です。

当町では、公民館や集会所等の身近な場所で地域の高齢者が集まり、健康づくりや生きがい活動（ふれあいいきいきサロン、いきいき創作教室、いきいきグラウンドゴルフ大会・健康マージャン）を実施しています。

高齢者を対象とした通いの場づくりは、町民の主体的な活動のひとつとして、介護予防を切り口に住民同士の見守り、助け合いなどのつながりができることを目的に町内の公民館でいきいき百歳教室を実施しています。実施地区は2023（令和5）年から9地区に広がっています。

認知症のひとと家族、町民等がともに安心して相談できる窓口を包括支援センターに開設しています。また、包括支援センターや公民館などで開催している認知症カフェは、開催数が年々増えています。今後は、より多くの人が利用できるよう一層の周知と、誰もが相談しやすい環境づくりが求められます。

子育て家庭を対象に、町が委託している認定こども園3ヶ所で交流する場の提供及び育児相談や情報の提供を行っています。今後も子どもの安全を最優先に実施していくことが必要です。

今後の取り組み

地域や町民の取り組み

- ✓ ふれあいいきいきサロン等に行ってみましょう。
- ✓ 関心のある活動の運営に参加してみましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ✓ 地域でのサロン活動において、参加しやすい環境づくりに必要な支援を行います。
- ✓ 子どもから高齢者まで地域の誰もが集える場として「みんなの食堂 ワイもぐ」を推進していきます。

町の取り組み

取り組み	具体的な内容	担当課
ふれあいいきいきサロン・みんなの食堂 ワイもぐの充実	・地域での居場所づくりの一環として、社会福祉協議会と連携し、ふれあいいきいきサロン・みんなの食堂 ワイもぐの充実を図ります。	福祉課 包括支援センター
高齢者の通いの場・居場所づくり	・地域で自主的に行う、健康づくり・通いの場づくりへの支援と、またその場を継続するための活動支援を行います。	福祉課 包括支援センター
認知症支援	・認知症の人と家族、町民等がともに安心して相談できる活動を支援します。	福祉課 包括支援センター
地域子育て支援拠点事業の充実	・子育て家庭の親子が気軽につどい、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流する場を提供するとともに、育児相談や情報の提供を行います。	福祉課

(2) 社会参加・生きがいづくり

現状と課題

高齢者が身近な地域での住民同士のふれあいを感じながら、長寿であることの喜びを実感し、いきいきとした豊かな人生を送ることができるよう、シニアクラブ活動の支援や町主催の敬老会を実施しており、六戸町社会福祉協議会においては社会参加や多世代交流の機会を創出しています。しかし、シニアクラブの団体数及び人数が減少しています。

高齢者の就労機会の確保に関する取り組みの一環として、おいらせ広域シルバー人材センターへ財政支援を行っています。

障がいの有無にかかわらず取り組めるスポーツ・レクリエーション活動として、県スポーツ大会の周知や、日中活動や就労の場を提供するなど事業者との連携を行っています。

今後の取り組み

地域や町民の取り組み

- ✓ 家に閉じこもらずに、地域の色々な教室や活動に参加しましょう。
- ✓ 事業者等は高齢者、障がい者の就労機会の拡大に努めましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ✓ 高齢者、障がい者などが地域で孤立することがないように、町民との交流や仲間づくり、社会参加ができる場となっている「ふれあいいきいきサロン」の運営を支援します。

町の取り組み

取り組み	具体的な内容	担当課
高齢者の生きがい・社会参加の促進	・高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続けられるよう、高齢者の生きがいの創造を支援し、社会参加、多世代交流、地域貢献活動の機会を増やします。 ・高齢者の就労機会の確保に関する取り組みの一環としてシルバー人材センターへの支援を行うなど、働ける高齢者の雇用の促進を行います。	福祉課
障がい者社会参加の促進	・障がい者(児)の自立と社会参加のため、地域のイベント、スポーツ、レクリエーション活動等に、気軽に参加できるよう働きかけます。 ・日中活動や就労の場を提供するなどの支援を行います。	福祉課

(3) 健康づくり・介護予防

現状と課題

健康づくり

当町では、町民の健康づくりに関して自ら主体的に実践・継続できる仕組みを構築し、住民の元気づくりと地域コミュニティの活性化に取り組むことで、生活習慣改善と健康意識の向上を促進しています。

健康教室を通じ住民の健康意識の向上を図り、健康づくりを推進するための秋祭りや、イベントの開催や健診の実施に取り組んでいます。

健康づくり推進協議会を設置し、町の健康課題の解決のため「六戸町第2次健康増進計画」に基づき、各団体でそれぞれ計画を立て、町の平均寿命、健康寿命を延ばすように取り組んできました。2025（令和7）年度から始まる「六戸町第3次健康増進計画」に向けて、町民1,000人に健康状態と生活習慣等に関するアンケート調査を実施し、第2次計画の評価と課題を分析し、新たな取り組みを盛り込んだ次期計画を策定します。

成人各種健（検）診については、健診体制の充実、電話や訪問による未受診者対策を行っており、受診率向上を目指しています。また、禁煙対策、糖尿病予防対策を重点的に実施しています。受診の利便性を図るため、集団、個別健診と保健指導の同時実施、30歳・35歳の町民対象に生活習慣病予防健診の無料実施のほか、新たに町外医療機関でも個別健診を可能としました。今後も生活習慣病の早期発見、早期治療を図るため、町民のニーズに合わせた取り組みが必要です。

介護予防

当町では、町民が主体的に介護予防に取り組んでもらうために、一般介護予防事業（おでかけ教室、遊遊クラブ、元気はつらつ教室、元気アップ教室（2023（令和5）年度で終了））を実施し、身近な通いの場づくりに取り組んでいます。また、地域で活動している団体（シニアクラブやふれあいいきいきサロンなど）に対して保健師や栄養士を派遣し、介護予防の普及・啓発と地域の活動を支援しています。

今後の取り組み

地域や町民の取り組み

- ✓ 地域ぐるみの健康活動に取り組みましょう。
- ✓ 「自分の健康は自分で守る」を意識し、健（検）診を受けるとともに自らの健康状態に関心を持って、心配ごとがあれば早めに相談・受診しましょう。
- ✓ 健康づくりに対する意識・知識を高め、日常生活の中での自主的な健康づくりを習慣にしましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ✓ 生活支援サービスの検討組織としての協議体の運営支援や生活支援コーディネーターの配置により、サービスの担い手や既存の社会資源の掘り起こし、地域資源の開発に努めます。

町の取り組み

取り組み	具体的な内容	担当課
健康づくりの推進	・健康・保健を中心としたまちづくりをサポートする人材を発掘・育成し、地域ぐるみで健康づくり運動に取り組めるよう、地域単位の活動を支援します。 ・歩いて行ける身近な地域単位で健康づくり、子育て支援や介護予防の整備を推進し、町民、ボランティアなどが主体となり、健康づくりの活動が行われるよう支援します。 ・生活習慣の改善を柱とした町民の健康増進に向けた取り組みを実施します。 ・六戸町第3次健康増進計画策定にあたり、自身の健康状態、生活習慣等について、無作為抽出した1,000人にアンケート調査を実施済である。アンケート調査により、現状の課題を分析しながら、時期計画を策定する。	福祉課
各種保健事業の推進	・ライフステージに合わせた、健康管理に関わる相談・指導体制及び健康づくりに向けた情報提供や健康教育の充実を図ります。 ・特定健診の受診率向上に努め、保健指導の強化を推進します。 ・町内外の医療機関、保健協力員と連携を取り、健康教育の充実を図ります。	福祉課 町民課
介護予防の推進	・すべての人が健康に暮らし続けるために必要な活動に自ら取り組むことができるよう、関係機関と連携・協力しながら健康づくりや介護予防・日常生活支援総合事業、一般介護予防事業を一体的に推進します。 ・一人ひとりの社会参加の機会をつくることで、自らが様々な取り組みに積極的に参加し、活躍できるように支援します。	福祉課 包括支援センター

第5章



計画の推進

第5章 計画の推進

1 町民や地域との協働による計画の推進

地域福祉の主役は、地域で生活している町民全員であり、支え合い、助け合いのできる地域づくりには、行政だけの取り組みではなく、町民との協働が不可欠です。

また、地域では、それぞれの地域に応じた多様な福祉ニーズがあることから、それらに対応していくためには、地域で活動する町内会やボランティア団体、事業者など多様な担い手の活動が必要です。

本計画の推進にあたっては、地域福祉に取り組む多様な主体と、それぞれの役割を果たしながら相互に連携を図っていきます。

2 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、地域に密着しながら、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施・普及・助成など、地域福祉を推進するための様々な事業を行っています。

2000（平成12）年には地域福祉の推進が社会福祉の理念として規定された社会福祉法の改正で、その役割を担う中核的な団体として位置付けられました。また、2017（平成29）年の改正では、地域課題の解決力の強化が骨格として盛り込まれ、自治体と支援関係機関との連携が規定されました。

本計画の目的を達成するためには、町民の地域福祉活動への参加活動に加えて、六戸町社会福祉協議会が計画の各分野で担う役割が大きいことから、当町では地域福祉の中核にいる六戸町社会福祉協議会と相互に連携しながら、本計画に基づく各施策を推進します。

3 計画の周知・普及

地域福祉を推進するためには、本計画の目標や取り組みについて、町民をはじめ、社会福祉協議会や地域で活動する各種団体、事業者、町職員など計画に関係するすべての人が共通の理解を持つことが必要です。

このため、広報紙やホームページ、パンフレット等を通じて、計画内容を町民や支援に関わる関係機関に広く周知し、普及に努めます。

4 計画の進行管理、点検・見直し

本計画に掲げた各施策や事業は、町民にとって暮らしやすい地域をつくるために実施するものです。しかし、時代の変化や世代の交代などにより、求められる福祉の中身や制度が変化することもあります。

「そのため、次期計画の策定時に、5年間の事業の利用実績の推移や効果、効率性などの点検・評価と事業の見直しを行い、よりよい地域福祉の実現に向けた施策・事業の実施を図ります。」

資料編



参考資料

資料編

1 アンケートの主な結果

計画策定にあたっては、町民、地域役員、ボランティア、関係福祉団体等の参画の下、当町の地域福祉のあり方を議論し、具体的なしくみづくりや条件整備のあり方等の検討が必要となります。

そのため、町民の地域に対する意識や今後の地域福祉のあり方についての意向や要望などを把握し、計画策定をする際の基礎資料を作成するために「地域福祉に関する町民意識調査」を実施しました。

(1) 実施概要

①調査票の設計

調査対象者と調査期間・方法は、以下のとおりです。

地域福祉に関する町民意識調査	
調査対象者	18歳以上の町民(無作為抽出)
調査期間	令和6年7月31日～令和6年8月30日
調査方法	郵送方式による配布・回収

②調査票の配布と回収状況

調査によるそれぞれの配布・回収状況は、以下のとおりです。

調査票	配布数(人)	有効回収数(人)	有効回収率(%)
地域福祉に関する町民意識調査	1,500	581	38.7

(2) 主な結果

①福祉や地域活動への関心は高く、気軽に相談体制や福祉教育の充実が求められる

- 福祉への関心（問 28）は全体で 6 割台（とても関心を持つ＋ある程度関心を持つ）であり、多くの人に関心を持っています。世代が高いほど関心も高くなっています。また、若い世代も一定の割合で関心の高さがみられます。

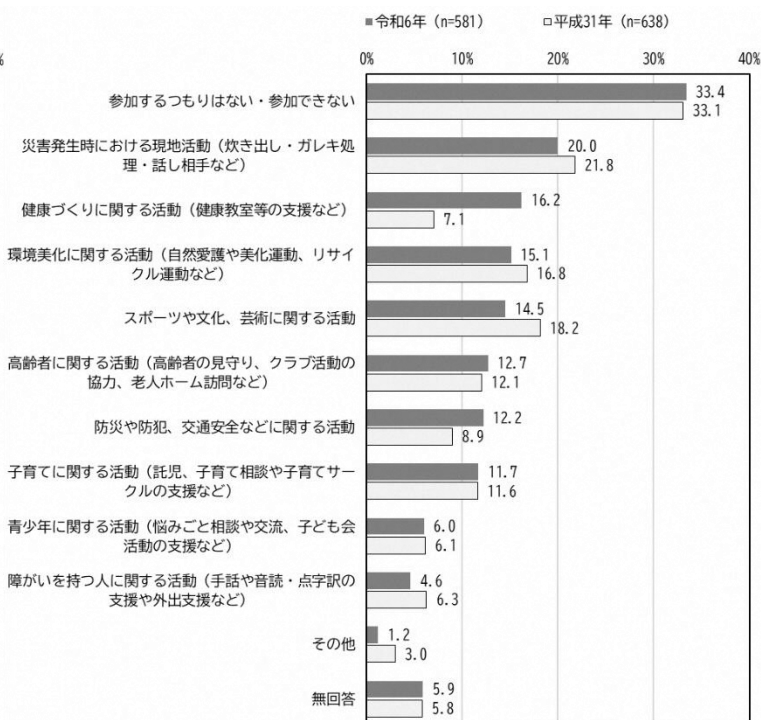
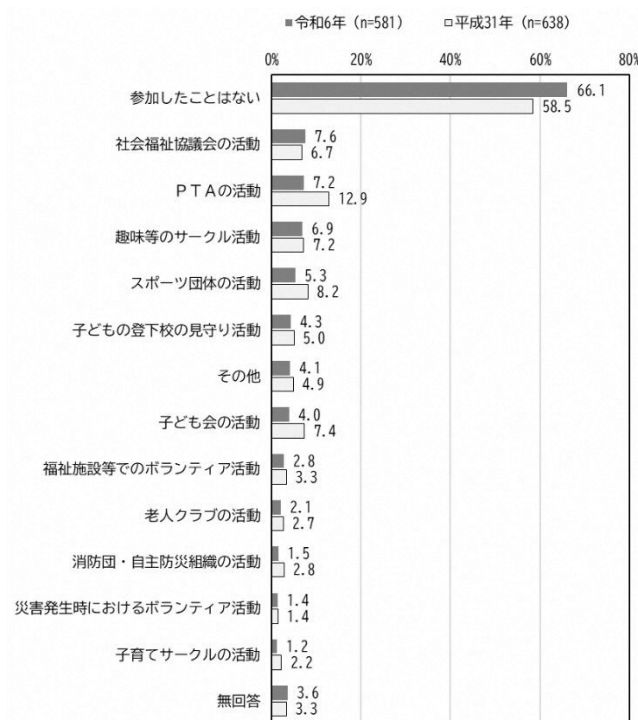
◆福祉に対する関心（問 28）／世代別集計（選択肢のわからない、無回答、年齢の無回答は非表示）

%	合計（n）	とても関心を持っている	ある程度関心を持っている	あまり関心を持っていない	まったく関心を持っていない	関心が高い	関心が低い
10～30 代	145	8.3	46.9	29.0	6.2	55.2	35.2
40・50 代	168	10.1	52.4	28.0	1.8	62.5	29.8
60・70 代以上	264	9.5	62.9	15.5	0.4	72.4	15.9

- 地域活動やボランティア活動（問 29）に参加経験のない割合が 6 割台に上ります。一方、地域活動への参加意向（問 30）が 6 割（「参加するつもりはない・参加できない」と無回答を除いた割合）に上ることから、活動に参加するきっかけを増やしていくことが必要になります。

◆地域活動やボランティア活動の参加経験（問 29）

◆地域活動への参加意向（問 30）

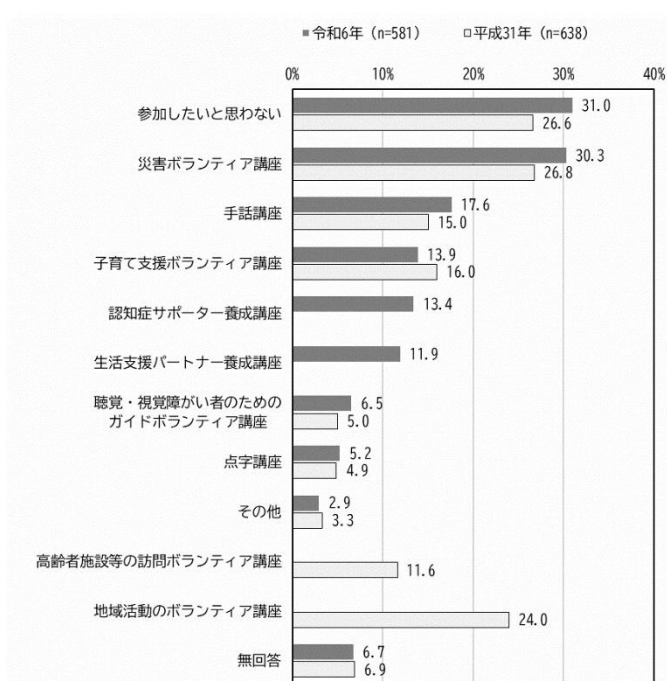


- 地域活動やボランティア活動の普及に必要な取り組み（問31）として、気軽に相談できる窓口の設置、活動拠点の整備をはじめ、実費弁償（若い世代3位）、参加の呼びかけの工夫（60・70代以上2位）等が求められています。

◆地域活動やボランティア活動の普及に必要な取り組み（問31）／世代別集計（上位項目、年齢の無回答は非表示）

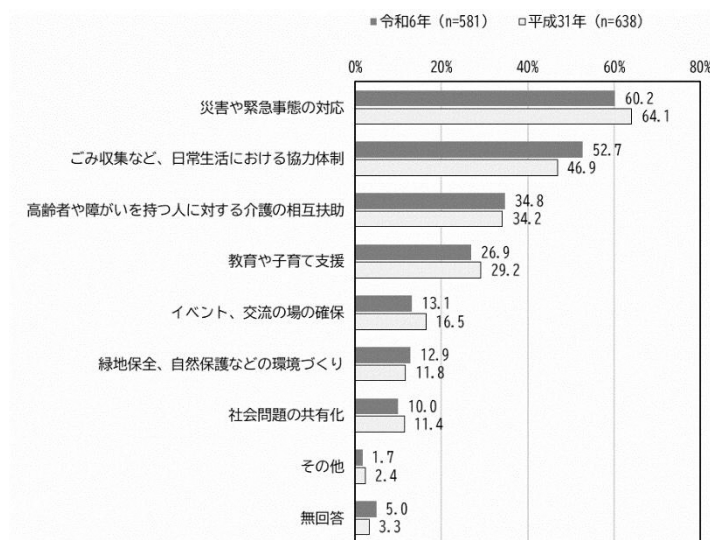
%	合計（n）	1位	2位	3位
10～30代	145	気軽に相談できる窓口を設置する 45.5	活動できる拠点や場所を整備する 33.1	多少の実費弁償をもらえるようにする 24.1
40・50代	168	気軽に相談できる窓口を設置する 54.2	活動できる拠点や場所を整備する 31.5	活動に関する情報を積極的に発信する 26.2
60・70代以上	264	気軽に相談できる窓口を設置する 54.9	若い世代への参加を呼びかける 29.9	活動できる拠点や場所を整備する 25.4

- 参加したい福祉ボランティア講座（問32）について、「参加したいと思わない」（31.0%）が最も高く、次いで「災害ボランティア講座」（30.3%）となっています。

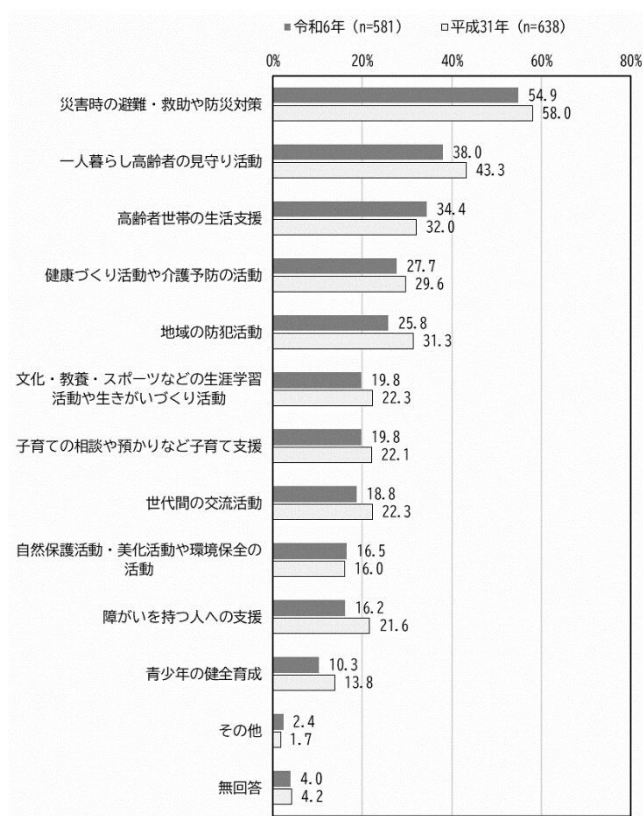


※調査をしていない項目は数値が表示されていません。

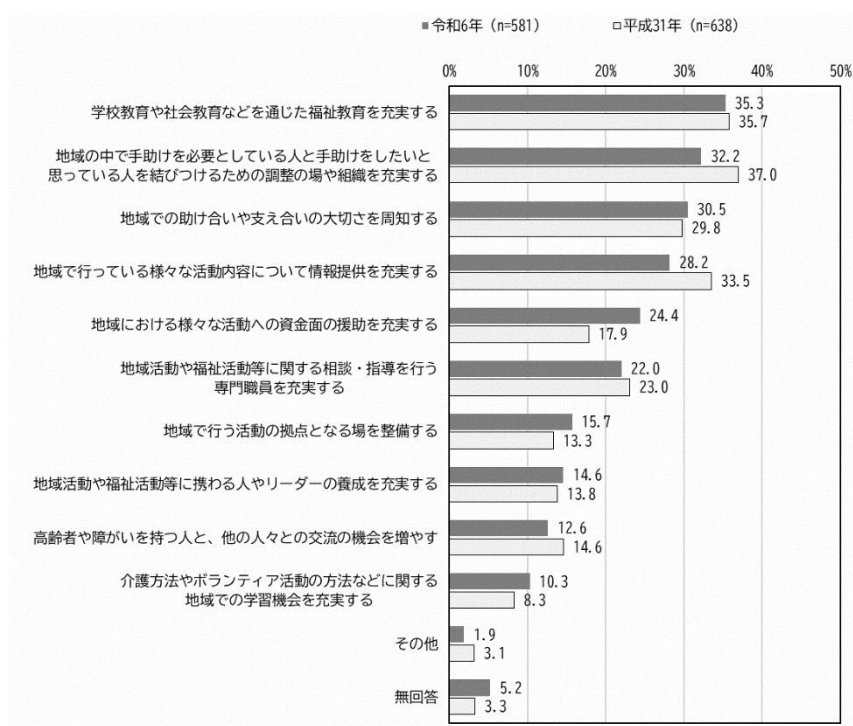
- 地域に期待する役割（問15）について、「災害や緊急事態の対応」（60.2%）が最も高く、次いで「ごみ収集など、日常生活における協力体制」（52.7%）、「高齢者や障がいを持つ人に対する介護の相互扶助」（34.8%）となっています。



- 地域で協力すべき活動（問 20）について、「災害時の避難・救助や防災対策」（54.9%）が最も高く、次いで「一人暮らし高齢者の見守り活動」（38.0%）、「高齢者世帯の生活支援」（34.4%）となっています。



- 地域の支え合いの普及に重要な取り組み（問 45）について、「学校教育や社会教育などを通じた福祉教育を充実する」（35.3%）が最も高く、次いで「地域の中で手助けを必要としている人と手助けをしたいと思っている人を結びつけるための調整の場や組織を充実する」（32.2%）、「地域での助け合いや支え合いの大切さを周知する」（30.5%）となっています。



②互助を大事にする潜在的な意識がうかがえる

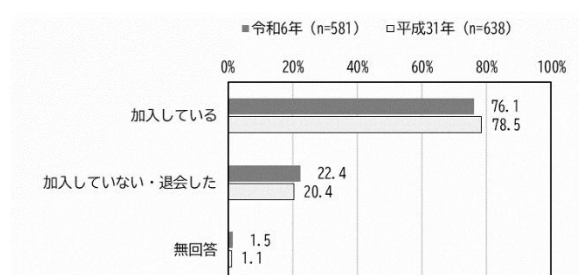
- 町内のいずれの地区でも近所付き合い（問 13）はあいさつする程度が多くなっています。その中で開知小学校区では親しく付き合っている割合が他の小学校区より高く、地域の連帯感の強さがうかがえる結果となっています。

◆近所付き合いの程度（問 13）／地域別集計（選択肢のその他、無回答、小学校区の無回答は非表示）

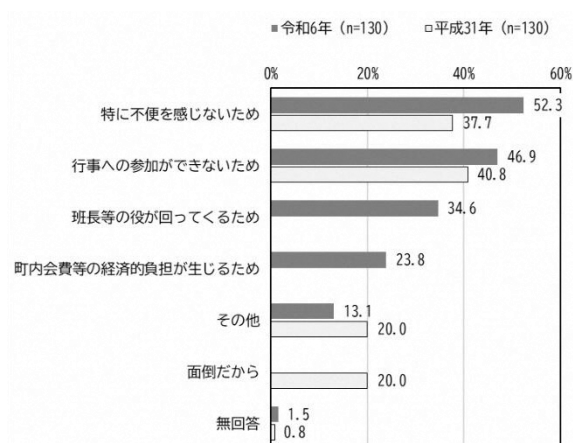
%	合計（n）	親しく付き合っている	立ち話をする程度	あいさつする程度	ほとんど付き合っていない
六戸小学校区	272	18.8	28.7	39.7	11.0
開知小学校区	91	29.7	19.8	36.3	13.2
大曲小学校区	209	12.0	26.8	46.9	12.9

- 町内会への加入状況（問 14）は全体で 7 割台です。町内会未加入者の未加入の理由（問 14-1）では、特に不便を感じない、行事に参加できない、班長等の役が回ってくる等を挙げています。

◆町内会への加入状況（問 14）



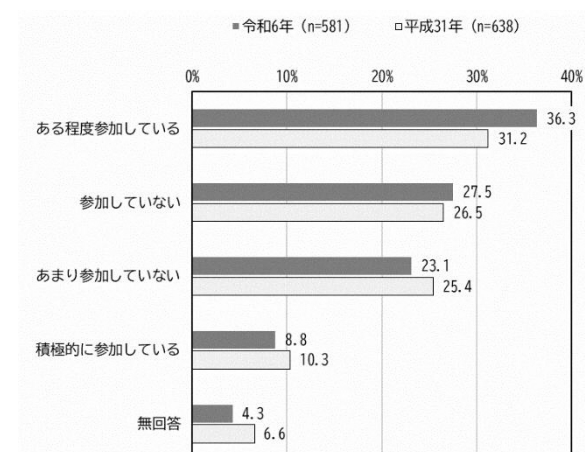
◆町内会未加入者の未加入の理由（問 14-1）



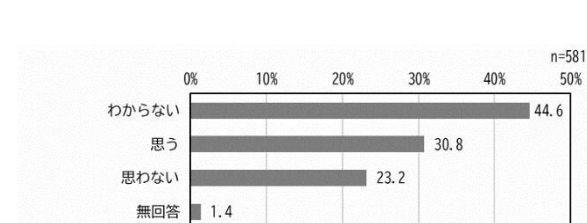
※調査をしていない項目は数値が表示されていません。

- 地域活動や行事への参加状況（問 17）は 4 割台（積極的に参加＋ある程度参加）、地域の人に手助けを頼みたいと思う割合（問 22）は 3 割程度となっています。こうした結果からは、近所と関わり合おうとする意識の希薄化がうかがえます。

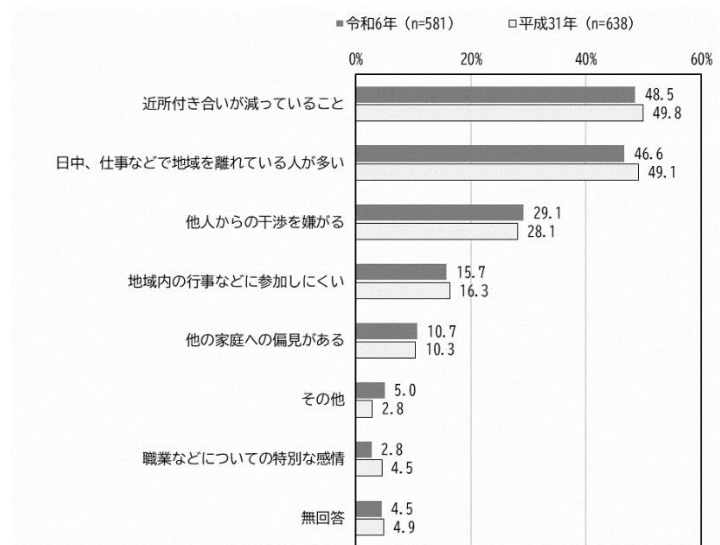
◆地域活動や行事への参加状況（問 17）



◆地域の人に手助けを頼みたいと思う割合（問 22）



- 住みよい地域を実現する課題（問 21）に近所付き合いが減っていることを挙げています。

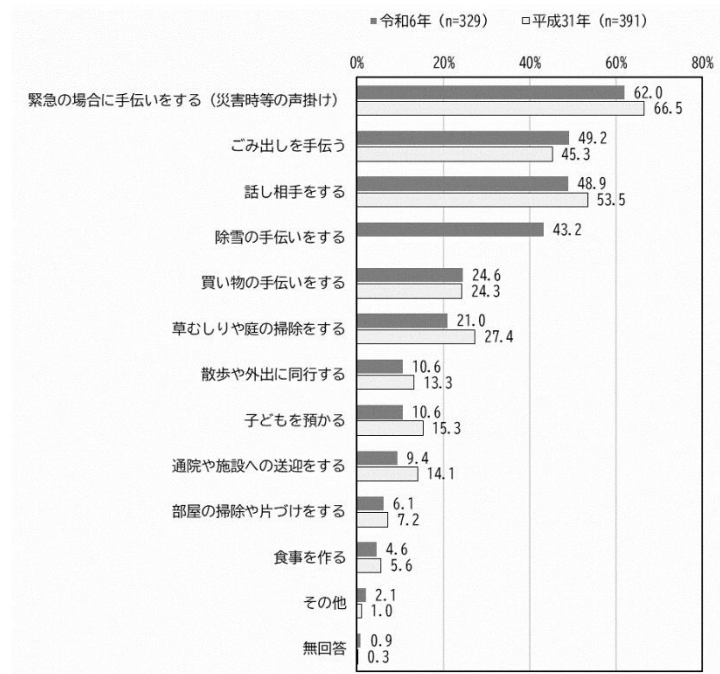


- 近所への手助けができると思う割合（問 16）は5割台（開知小学校区では6割台）です。

◆近所への手助けができるか（問 16）／地域別集計（選択肢の無回答、小学校区の無回答は非表示）

%	合計（n）	思う	思わない
六戸小学校区	272	58.5	37.9
開知小学校区	91	67.0	30.8
大曲小学校区	209	50.2	46.4

- 近所への手助けができる人が手助けできること（問 16-1）には、緊急の場合に手伝いをする（災害時等の声掛け）、ごみ出しを手伝う（災害時等の声掛け）、話し相手をするなどを手伝う、話し相手をするなどを挙げています。これらの結果から、町民の心の中に互助を大事にしたい気持ちがあると考えられます。



③暮らしやすい生活環境に関する幅広いニーズがある

- 地域の満足度（問 10）は大曲小学校区は 7 割台、他の 2 小学校区では 6 割台といずれも高く、定住意向（問 8）も全ての小学校区で 7 割程度と高くなっています。

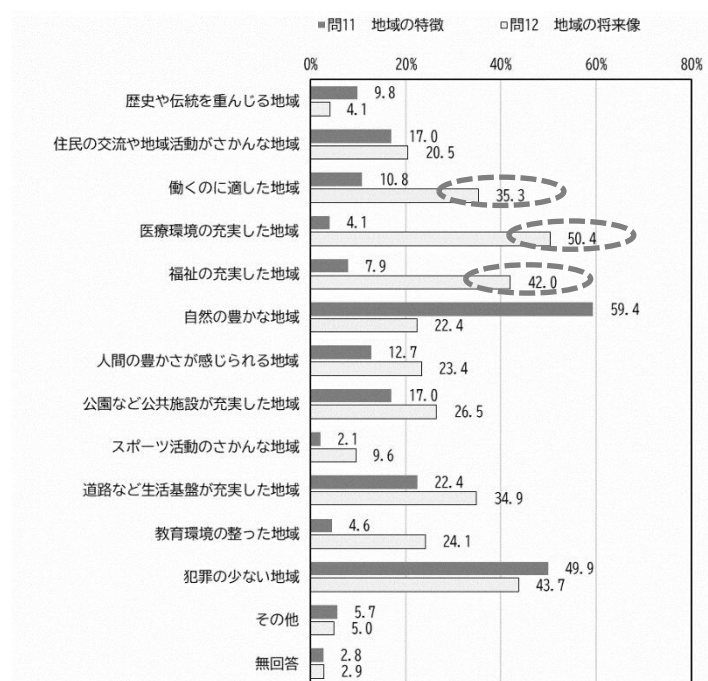
◆地域の満足度（問 10）／地域別集計（選択肢のわからない、その他、無回答、小学校区の無回答は非表示）

%	合計（n）	満足している	ある程度満足している	あまり満足していない	満足していない	満足	不満
六戸小学校区	272	20.6	46.0	17.6	7.0	66.6	24.6
開知小学校区	91	24.2	37.4	18.7	8.8	61.6	27.5
大曲小学校区	209	19.6	55.0	14.8	4.8	74.6	19.6

◆定住意向（問 8）／地域別集計（選択肢の無回答、小学校区の無回答は非表示）

%	合計（n）	住み続けたい	できれば他の地域（六戸町内）に住みたい、住む予定がある	できれば他の市町村（六戸町外）に住みたい、住む予定がある	わからない
六戸小学校区	272	72.1	5.1	5.5	17.3
開知小学校区	91	67.0	6.6	9.9	15.4
大曲小学校区	209	71.3	1.4	8.1	18.7

- 地域の特徴（問 11）と地域の将来像（問 12）を比較すると、医療環境、福祉、働き場への期待が大きく上回っています。

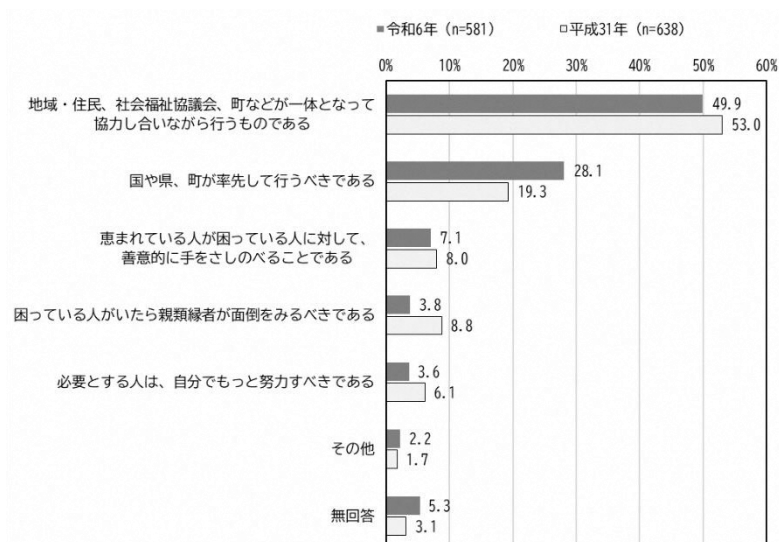


- 住んでいる地域の課題（問 18）について、「道路の除雪」（38.9％）が最も高く、次いで「医療体制」（32.9％）、「地域の人たちの付き合い方」（24.6％）となっています。

◆地域の課題（問 18）／地域別集計（上位項目、小学校区の無回答は非表示）

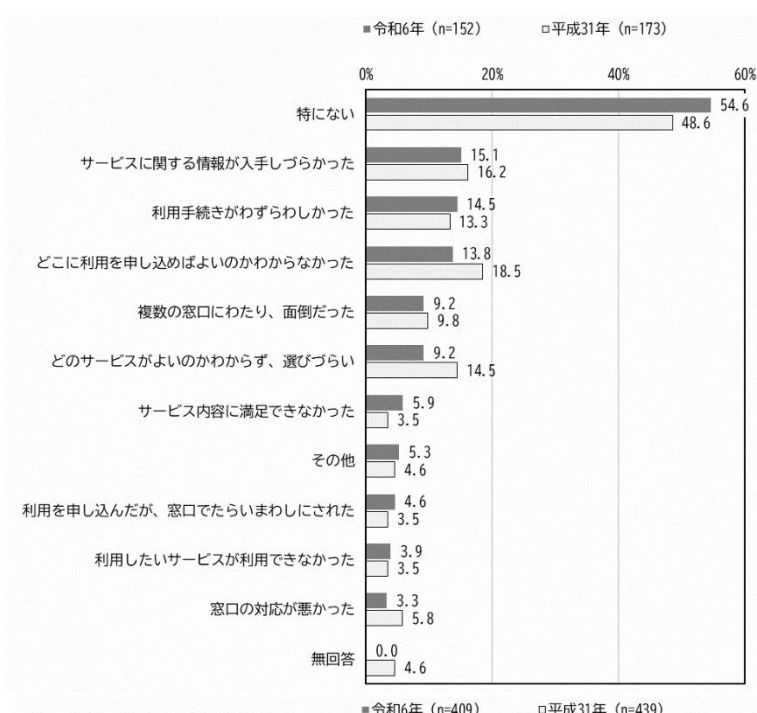
％	合計（n）	1 位	2 位	3 位
六戸小学校区	272	道路の除雪 35.3	医療体制 33.8	地域の人たちの付き合い方 25.0
開知小学校区	91	道路の除雪 30.8 地域の連帯感（助け合い）の喪失 30.8		地域の人たちの付き合い方 26.4
大曲小学校区	209	道路の除雪 47.8	医療体制 37.8	地域の人たちの付き合い方 24.4

- 福祉のあるべき姿（問 27）について、「地域住民、社会福祉協議会、町などが一体となって協力し合いながら行うものである」（49.9％）が最も高くなっています。令和 6 年調査の「国や県、町が率先して行うべきである」が平成 31 年調査に比べてやや増えています。

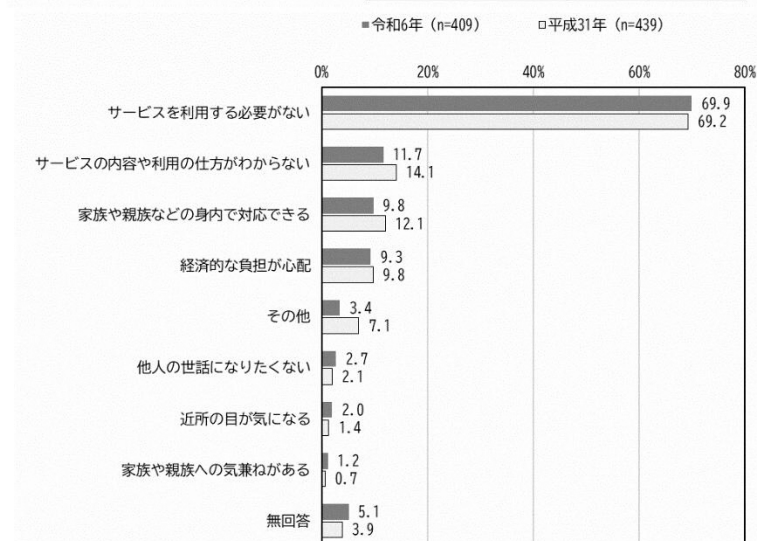


④福祉サービスを周知する工夫や配慮が必要となる

- 福祉サービス利用者の不満な点（問 34-1）には、サービス内容より、サービスの情報入手や利用手続きの煩雑さを挙げています。



- 福祉サービス等を利用しない理由（問 34-2）にサービスの内容や利用の仕方がわからないことも挙げています。



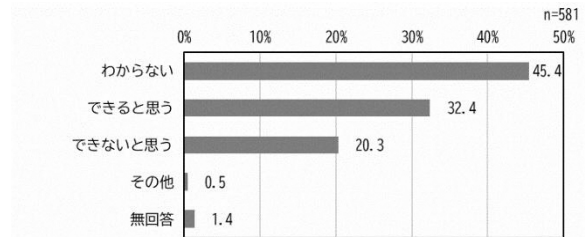
- 福祉サービス情報の主な入手先（問 35）は、世代によって異なり、10～30代と40・50代世代はインターネット・ホームページや町広報紙が中心であり、60・70代以上は町広報紙のほか、地域包括支援センターから情報を得ています。

◆福祉サービス等の情報の入手先（問 35）／世代別集計（上位項目、年齢の無回答は非表示）

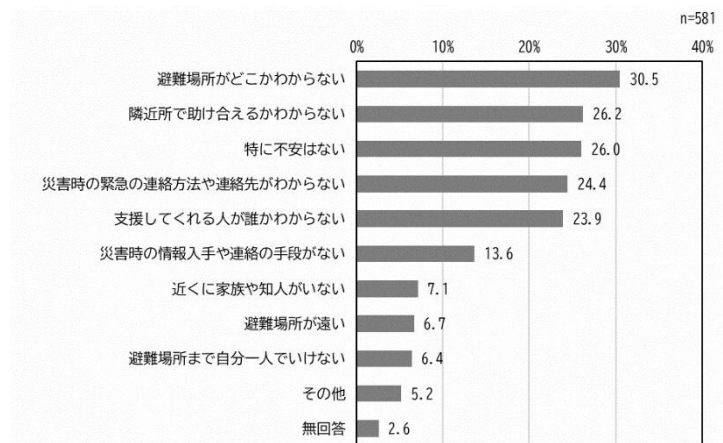
%	合計 (n)	1 位	2 位	3 位
10～30 代	145	インターネット・ホームページ 35.2	町広報紙 32.4	知り合いを通して 27.6
40・50 代	168	インターネット・ホームページ 33.9	町広報紙 28.0	知り合いを通して 新聞・雑誌・テレビ・ラジオ 20.2
60・70 代以上	264	町広報紙 39.0	地域包括支援センター 27.3	社会福祉協議会の窓口や広報紙 20.5

⑤災害に対する不安はある一方、具体的な備えをする意識が低い

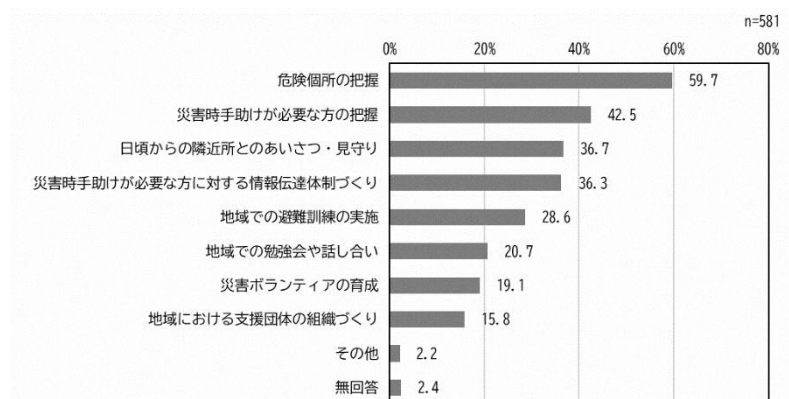
- 緊急事態に適切に避難できるか（問 24）について、「わからない」（45.4%）が最も高く、次いで「できると思う」（32.4%）、「できないと思う」（20.3%）となっています。



- 災害発生時の不安（問 25）について、「避難場所がどこかわからない」（30.5%）が最も高く、次いで「隣近所で助け合えるかわからない」（26.2%）、「特に不安はない」（26.0%）となっています。



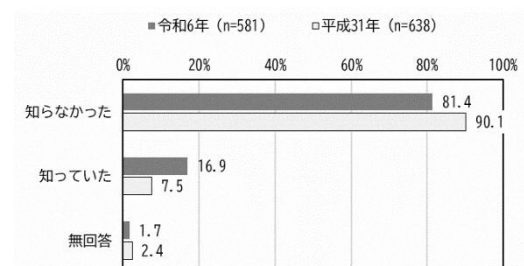
- 災害発生前の備えで重要なこと（問 26）について、「危険個所の把握」（59.7%）が最も高く、次いで「災害時手助けが必要な方の把握」（42.5%）、「日頃からの隣近所とのあいさつ・見守り」（36.7%）となっています。



- 避難行動要支援者支援制度（問 23）を知らなかった割合が 8 割台（60・70 代以上は 7 割台）と依然高いものの、知っていた割合は平成 31 年調査に比べて増えています。

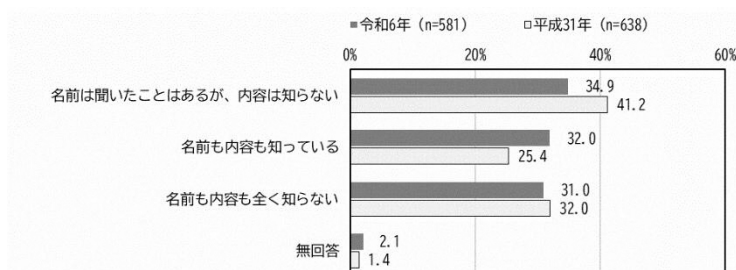
◆「避難行動要支援者支援制度」の認知度（問 23）
／世代別集計（選択肢の無回答、年齢の無回答は非表示）

%	合計 (n)	知っていた	知らなかった
10～30 代	145	6.2	93.8
40・50 代	168	15.5	84.5
60・70 代以上	264	23.1	73.5

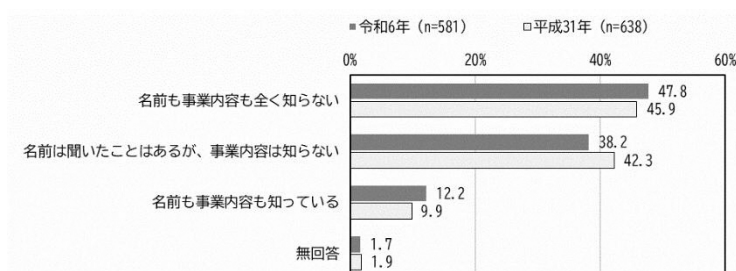


⑥一人一人の権利の尊重と虐待・暴力を許さないための連携が必要となる

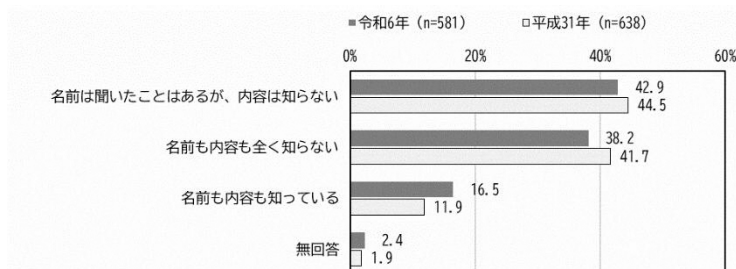
- 成年後見制度の認知度（問 40）について、「名前も内容も知っている」割合は平成 31 年調査に比べて増えています。



- 日常生活自立支援事業（問 39）の「名前も内容も知っている」割合は1割台にとどまり、平成 30 年調査からそれほど増えていません。



- 生活困窮者自立支援制度の「名前も内容も知っている」割合は1割台にとどまり、平成 30 年調査からそれほど増えていません。これらの結果から、各種制度や事業の周知をとおして、本人の権利を尊重することの意識啓発を図る必要があります。

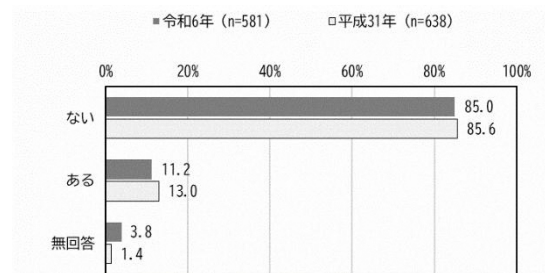


- ヤングケアラーの認知度（問 42）について、町民の 5 割程度が「名前も内容を知っている」と回答しています。ただし、高齢者の認知度は若い世代より低くなっています。

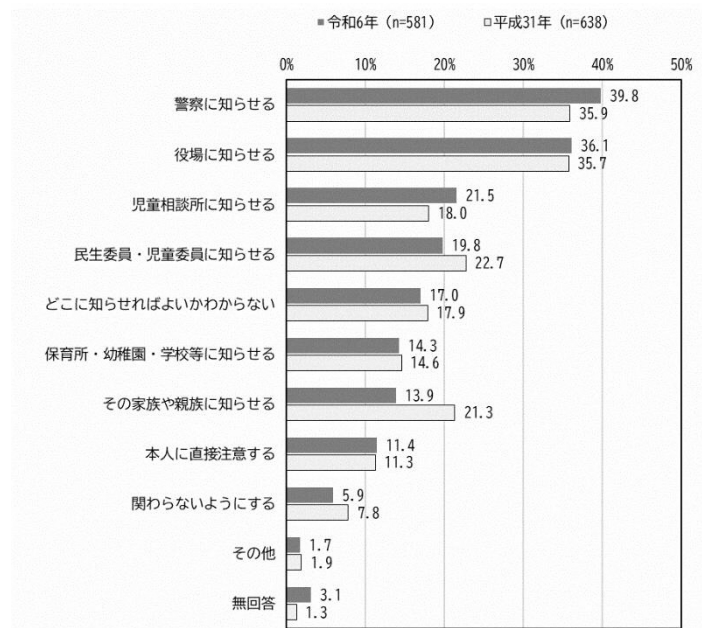
◆ヤングケアラーの認知度（問 42）／世代別集計（選択肢の無回答、年齢の無回答は非表示）

%	合計 (n)	名前も内容も知っている	名前は聞いたことはあるが、内容は知らない	名前も内容も全く知らない
10～30 代	145	59.3	21.4	19.3
40・50 代	168	62.5	22.0	14.9
60・70 代以上	264	44.3	20.8	30.3

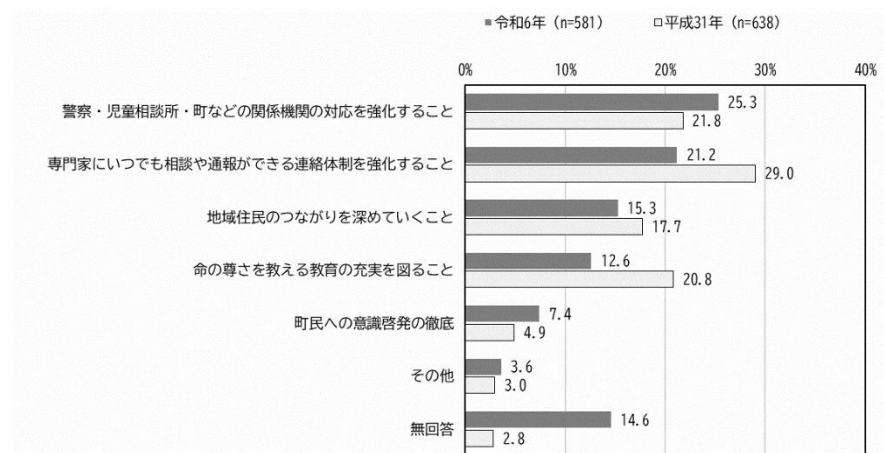
- 虐待や暴力の事案を見たり聞いたりしたことがある割合（問 36）は 1 割程度です。



- 虐待や暴力を見聞した際の対処方法（問 37）について、「警察に知らせる」(39.8%) が最も高く、次いで「役場に知らせる」(36.1%)、「児童相談所に知らせる」(21.5%) となっています。



- 虐待や暴力の予防策（問 38）について、「警察・児童相談所・町などの関係機関の対応を強化すること」(25.3%) が最も高く、次いで「専門家にいつでも相談や通報ができる連絡体制を強化すること」(21.2%) を挙げており、迅速な対応ができる専門機関・関係機関同士の連携強化を図る必要があります。



2 六戸町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく六戸町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、六戸町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、計画の策定に関する必要な事項について、意見の交換及び検討を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健・医療・福祉関係者
- (2) 地域活動団体等関係者
- (3) 六戸町社会福祉協議会関係者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者等の出席)

第7条 委員長は、必要と認めたときは、委員以外の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

3 用語の解説

あ行

○アセスメント

ある事象を客観的に評価・査定すること。

○育成医療受給者

児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児（障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む。）で、その身体障がい除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を受けている人のことです。

か行

○権利擁護

虐待、経済的被害、差別等から本人を守るという「権利侵害」からの保護や、衣食住など生活上の基本的ニーズの充足に向けた支援のことです。

○合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するものです。

○更生医療受給者

身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者で、その障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を受けている人のことです。

○更生保護

犯してしまった罪をつぐない社会の一員として立ち直るために、保護司、更生保護施設をはじめとする更生保護ボランティアと呼ばれる人たちの他、関係機関・団体との幅広い連携によって推進される制度です。

さ行

○自殺総合対策大綱

自殺対策基本法に基づき、自殺総合対策会議における議論を経て、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるものです。

○自主防犯活動

地域の住民が連帯して、各地域で行うパトロール等の自主的な防犯活動のことです。

○市民後見人

弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者のことです。

○社会福祉協議会

昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき設置されている、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織のことです。

○自立支援医療受給者

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減するための支給を受けている人のことです。

○シルバー人材センター

高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織です。原則として市（区）町村単位に置かれており、基本的に都道府県知事の指定を受けた社団法人で、それぞれが独立した運営をしています。

○スクールカウンセラー

児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する、学校配置の臨床心理士のことです。

○スクールソーシャルワーカー

社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援をする専門家のことです。

○成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々を、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、本人の利益を考えながら本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって保護し、支援する制度のことです。

○生活習慣病

食事や運動・喫煙・飲酒・ストレスなどの生活習慣が深く関与し、発症の原因となる疾患の総称です。日本人の三大死因であるがん・脳血管疾患・心疾患、さらに脳血管疾患や心疾患の危険因子となる動脈硬化症・糖尿病・高血圧症・脂質異常症などはいずれも生活習慣病であるとされています。

た行

○地域ケア会議

市町村が適切な支援の検討等を行うために置くように努めるものとされる、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者その他の関係者等により構成される会議です。

○地域包括ケアシステム

2025年（平成37年）を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう構築が推進される、地域の包括的な支援・サービス提供体制です。

○地域包括支援センター

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して3職種のチームアプローチで、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設です。

○DV

直訳すると「家庭内の暴力」となるドメスティック・バイオレンスの略で、夫から妻、妻から夫、親から子、子から親、きょうだい間の暴力など、家庭内の様々な形態の暴力と考えられます。日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いです。

な行

○ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域でいきいきと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す理念です。

は行

○ハラスメント

いろいろな場面での「嫌がらせ、いじめ」を言います。その種類は様々ですが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。

○避難行動要支援者支援制度

避難行動要支援者支援制度とは、災害基本法に基づき、災害時に自力で避難することが困難な方（避難行動要支援者）の情報を避難支援者等（地区民生委員・児童委員や町内会、社会福祉協議会）へ提供することで、災害時の迅速な避難誘導等の支援や安否確認へつなげる制度です。

○法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことです。

○PDCAサイクル

PDCAサイクルとは、Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことによって、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善していく手法のことです。

や行

○ヤングケアラー

「ケアラー」は高齢、障がい、疾病などにより援助を必要とする親族など身近な人に対して無償で介護、看護、日常生活上の世話や援助をしている方であり、そのうち18歳未満の方を「ヤングケアラー」といいます。

○要配慮者利用施設

要配慮者利用施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設です。

六戸町 第2期地域福祉計画

発 行 2025（令和7）年3月

編 集 六戸町 福祉課

〒039-2392 青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地 60 番地

電 話 0176-55-3111 F A X 0176-55-3031

H P <http://www.town.rokunohe.aomori.jp>